

西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）
施 策 事 業 取 組 状 況 一 覧
（令和元年度～令和 5 年度）

西東京市教育委員会

はじめに

本書は、題名のとおり「西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）」に掲げる施策の取組状況確認資料として位置付けるものです。毎年度、教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、単年度での点検及び評価業務を行っています。それに対し、本書は5か年計画である教育計画の取組状況を確認することを目的としています。

施策を展開するための具体的な取組事業について、これまでの取組内容を振り返り、課題を整理し、教育目標を達成するための今後の取組予定を一覧にして掲載しています。

目 次

基本方針１ 子どもの「生きる力」の育成に向けて

方向１ 社会の変化に応える確かな学力の育成	
施策①きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用	1
施策②学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進	2
施策③教育の情報化による学習指導の質の向上	3
施策④持続可能な開発のための教育（E S D）の推進	3
方向２ 豊かな心を育む教育の実現	
施策①人権教育の推進	4
施策②いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進	5
施策③道徳教育の充実	5
施策④読書活動の推進	6
方向３ 子どもの健康づくりと体力づくりの推進	
施策①たくましく生きるための健康と体力づくりの推進	6
施策②望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立	7
方向４ 一人ひとりを大切にする教育の推進	
施策①校内体制の充実	8
施策②個に応じた教育実践の内容の充実	8
施策③個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実	10

基本方針２ 子どもの「心の健康」の育成に向けて

方向１ 相談・支援の充実	
施策①教育相談センターにおける相談・支援の充実	12
施策②子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実	12
方向２ 学校における教育支援体制の充実	
施策①児童・生徒の「心の健康」の育成	13
施策②学校と教育委員会との連携による支援の充実	14
施策③不登校への対応	15
方向３ 学校を支える多様な教育資源の充実	
施策①個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実	16

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

方向1 時代の変化に対応した学習環境等の整備

施策①小中一貫教育の推進	17
施策②学校の教育環境の整備	18
施策③学校給食環境の整備	19
施策④情報教育環境の整備	20
施策⑤学校施設の適正規模・適正配置と維持管理	21

方向2 学校経営改革の推進

施策①学校組織の活性化	21
施策②学校における働き方改革の推進	23

方向3 学校を核とした地域づくりの推進

施策①地域と学校の連携・協働の仕組みづくり	25
施策②安全・安心な教育環境の推進	27

方向4 家庭における教育力の向上

施策①家庭教育に関する学びの機会の充実	28
---------------------	----

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

方向1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興

施策①生涯学習推進体制の充実	30
施策②生涯学習情報を提供する体制の整備	30
施策③学びを通じた地域コミュニティづくり	31

方向2 誰もが学習に参加できる機会の充実

施策①誰でも学べる機会の充実	32
施策②ライフステージに応じた学びの機会の充実	33

方向3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用

施策①公民館機能の充実	34
施策②図書館機能の充実	34
施策③文化財の保存と活用の充実	36
施策④その他地域の学習資源の充実	39

No. 1	基礎的・基本的な知識・技能の定着	教育指導課
事業概要 (1-1-①)	基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むために、授業力の向上を図る。また、各教科の予習や復習、反復学習等、家庭における学習習慣の確立に向けて、保護者への理解・啓発を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	学習指導要領で示されている育成すべき資質・能力を育むために、学校訪問や校内研究会などで指導・助言を行い、授業改善を促した。また、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるため、授業等の学習において、タブレット等のICT機器を新しい文房具として日常的に活用するとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の定着につながるようAIを活用した学習アプリを授業等で取り入れ、児童・生徒の実態に応じた学習を取り入れた。 学習の進め方等については、知識及び技能の習得だけではなく、学んだことをどのように生かすかを考え、対話的な学びの場面を取り入れることで、校内での共通理解を図りながら指導を行った。	
課題と令和6年度の予定	学習指導要領に示された「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を各教科などにおいてバランスよく育成できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、学習者主体の学びを実現するための授業改善を行う。タブレット端末の活用については、学校における学習活動において活用する中で協働的な学びを一層推進するとともに、家庭学習においてもタブレット端末による各教科の予習や復習、反復学習を課題として扱い、保護者の理解を得ながら日常的な活用を推進する。	
No. 2	外国語教育の充実（ALT）	教育指導課
事業概要 (1-1-①)	小学校においては、外国語活動及び外国語において、ALT（外国人英語指導助手）による指導を積極的に行い、外国語による言語活動の充実を図ることで、コミュニケーションを図る素地又は基礎となる資質・能力を育成する。また、中学校においては、身近な話題について理解したり表現したりするコミュニケーションを図ることができるよう、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を重視していく。そして、小学校及び中学校における指導の接続に留意した指導を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	英語教育推進委員会において、小・中学校の発達段階を踏まえた外国語活動・外国語・英語の学習において身に付けるべき内容を系統表にまとめるなど、外国語教育の推進を図った。 また、ALTによる指導とともに、小学校では、英語専科の教員による授業を展開するなど教科化についても対応してきた。中学校では、小学校での外国語活動・外国語の学習で学んだコミュニケーションの基礎を基に相手とのやり取りを重視した授業改善等に取り組んだり、小・中学校での学びの系統性と連続性を明確にしながら、コミュニケーション力として、相手とのやり取りを外国語でできる力も重視されることから、オールイングリッシュでの展開ができるよう、授業の充実に努めた。	
課題と令和6年度の予定	小学校においては、外国語活動及び外国語において、ALT（外国人英語指導助手）による指導を積極的に行い、外国語による言語活動の充実を図ることで、コミュニケーションを図る素地又は基礎となる資質・能力を育成する。また、中学校においては、外国語によるコミュニケーション力の向上を図るためオールイングリッシュでの指導を行い、身近な話題について理解したり表現したりすることができるように、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を重視する。	
No. 3	小学校入学時における支援の充実	教育指導課
事業概要 (1-1-①)	小学校における生活に適応していくため、学校生活全般や学習指導、給食指導等における補助を行う支援員を配置し、より円滑に小学校に適応するための支援の充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	指導補助員と学習支援員について、役割の整理統合・明確化を行い、令和2年度から学校生活支援員を導入した。学校生活支援員については、東京都補助金を活用し、1日の時間数と配置日数の拡充を図った。 令和5年度時点で、小学校17校に学校生活支援員を、小学校1校に学習支援員を配置した。学級数の多い11校に対して学校生活支援員を2人配置を行うなど、必要な児童に対して効果的な支援が行えるよう柔軟な体制を整えた。	
課題と令和6年度の予定	児童の発達段階に応じた支援体制を整えるため、全市立小学校18校に学校生活支援員を配置する。中学校においても支援を必要とする生徒が必要な支援を受けられるよう、東京都補助事業を活用し中学校への配置を進める。 また、学校生活支援員意識調査を実施し、成果及び課題等を把握した上で、児童・生徒への効果的な支援に向けた学校生活支援員への研修を行う。	

No.4	主体的・対話的で深い学びの実現	教育指導課
事業概要 (1-1-②)	知識及び技能が習得されるようにすること、思考力・判断力・表現力等を育成すること、学びに向かう力・人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	令和2年度（小学校）及び3年度（中学校）からの学習指導要領の全面実施に向けて、主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善等をテーマに研究指定校を指定するなど、授業を通して児童・生徒の資質・能力を育成するための取組を実施した。 また、学習指導要領の趣旨や主体的・対話的で深い学びの授業改善の視点について、単元や題材など内容や時間のまとまりで授業改善が推進されるよう、学校訪問等で指導・助言をするなど周知をした。 さらに、児童・生徒が地域をテーマとした単元を主体的に探究できるよう、全市立小・中学校の教育課程に「西東京ふるさと探究学習」を位置づけた。	
課題と令和6年度の予定	教員に対して、「西東京ふるさと探究学習」の推進を行い、児童・生徒が自ら課題意識を持ち、主体的・対話的で深い学びに向かう視点を持つことができるように、指導・助言を行う。 また、校内研修の充実や学校訪問等による指導・助言を通して、引き続き教員のカリキュラム・マネジメント力及び授業力の向上を図る。	
No.5	キャリア教育の推進	教育指導課
事業概要 (1-1-②)	学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつづ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	キャリア・パスポート※の実施により、児童・生徒一人ひとりが教育活動を通しての学びや自身の成長を実感するとともに、自己の将来とのつながりを見通す力の育成を図った。 また、キャリア担当者連絡会を開催し、市立小・中学校間での連携等についても情報共有などを図った。 ※キャリア・パスポート…小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童・生徒が記述し、蓄積した記録を振り返るための教材のこと。	
課題と令和6年度の予定	キャリア・パスポートについては、小・中学校間での引継ぎを確実にを行うようにするとともに、キャリア担当者連絡会を開催し、キャリア教育についての理解や実践について各学校に周知等をする。	
No.6	少人数・習熟度別指導の充実	教育指導課
事業概要 (1-1-②)	少人数指導やチームティーチング※等の実施により、習熟の程度や個に応じた指導の充実を図る。 ※一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。	
令和元年度から令和5年度までの取組	算数・数学科や英語科において、習熟度に応じたクラス編成を行い、指導の充実を図るとともに、児童・生徒一人ひとりに合わせた指導が充実するよう授業改善を図った。また、タブレット等のICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」ができるよう授業改善に取り組んだ。	
課題と令和6年度の予定	少人数指導やチームティーチングなどの実施により、習熟の程度や個に応じた指導の充実を図り、担当教員間で情報共有することで、学校教育における「個別最適な学び」の充実につなげます。	
No.7	放課後や長期休業中の補習指導の充実	教育指導課
事業概要 (1-1-②)	放課後や夏休みなどの長期休業日を活用した補習を実施し、児童・生徒のつまづき箇所の克服や、活用力の一層の向上に資する、きめ細かい指導の充実に努める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	令和元年度は、夏季休業日に全市立中学3年生（希望者のみ）を対象とした学習教室を実施し、学び残しの解消や発展学習の支援を行った。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は学習教室を実施できなかったが、令和3年度から取組を改め、タブレットを活用したオンライン映像授業を行った。令和5年度は、学習アプリを活用した。 また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒や新型コロナウイルス感染症に対する不安によって欠席した児童・生徒に対して、オンライン授業の取組を継続した。	
課題と令和6年度の予定	学習アプリ等を活用して、児童・生徒の実態を把握しながらそれぞれの課題に応じた支援を行う。放課後や長期休業中もタブレット端末を活用した学習や児童・生徒の実態に応じた課題を設定し、基礎的・基本的な力を身に付けることができるよう指導する。やむを得ず学校に登校できない児童・生徒への対応については、タブレットを活用したオンライン授業を実施する。	

No.8	情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実	教育指導課
事業概要 (1-1-③)	情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を効果的に活用する学習活動の充実を図る。また、家庭や地域と連携し、子どもたちがネット依存に陥ったり、SNS等も含めたネット社会において加害者や被害者になったりしないために、情報モラル教育の充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	「西東京市GIGAスクール構想基本方針」に基づき、授業におけるタブレットの活用を中心に、各市立小・中学校に対して指導・助言を行った。 令和3年度からは、各学校にGIGAスクール推進教師を配置し、GIGAスクール推進教師を対象とした研修会等を行うことで、各学校間での情報共有を図るとともに、研究指定校を指定し研究成果をその他の市立小・中学校に展開した。 また、西東京市子どもGIGAスクール委員会が策定した「タブレットルール3きょうだい」を活用しながら、各学校においてタブレットの使用についてのルール確認や家庭や地域と連携し、子どもたちがネット依存に陥ったり、SNS等も含めたネット社会において、加害者や被害者にならないための情報モラル教育を行った。 あわせて、不登校等の児童・生徒へのタブレットを活用したオンライン授業についても実施した。	
課題と令和6年度の予定	学校訪問等で、タブレットを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する授業の在り方について指導するとともに、不登校等の児童・生徒へのタブレットを活用したオンライン授業についても実施する。	
No.9	プログラミング教育の推進	教育指導課
事業概要 (1-1-③)	小学校においては、これからの時代に普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むため、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。 また、中学校においても情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、統計等に関する資質・能力等も含めた情報活用能力を、各教科等の特質に応じた適切な学習場面で育成する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	タブレットやロボットを使ったプログラミングの授業など、ICT支援員を有効的に活用し授業支援を行うことで、プログラミング教育を推進した。 また、ICT支援員等と連携し、小学校のクラブ活動や中学校のパソコン部等で、プログラミングを通して論理的思考を育むために、カリキュラム・マネジメントの視点に立った教育活動になるよう学校に対し指導・助言を行った。タブレット端末の活用を推進しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施した。	
課題と令和6年度の予定	情報活用能力の育成を図るため、各学校において、ICTを効果的に活用する学習活動や、プログラミング教育等の充実を図る。児童・生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。	
No.10	国際理解教育の推進	教育指導課
事業概要 (1-1-④)	総合的な学習の時間において、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなど、国際理解に関する学習を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	オリンピック・パラリンピック教育を中心に、「世界ともだちプロジェクト」などを通して、子どもたちが身近な国々について各学校ごとに調べ学習を行ったり、琴や三味線、茶道などの日本の伝統文化に触れたりすることにより、国際理解に関する学習を進めた。 SDGsの目標などと関連させながら、多様性についての理解や世界の国々や日本のことについての探究的な学習を通して、国際理解に関する学習を推進した。	
課題と令和6年度の予定	総合的な学習の時間、道徳等、学校教育活動全体を通して、自国や、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなど、国際理解に関する学習を推進する。	

No.11	安全教育の推進	教育指導課
事業概要 (1-1-④)	様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けられるよう、安全教育を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	各学校において、「安全教育プログラム」に基づき、生活・交通・災害安全に関する指導を行った。中学校においては、スクアード・ストレイト※を実施し、警察・保護者・地域の方々等と連携して、自転車の安全な乗り方について学習する機会を継続した。 また、災害時対応マニュアルや不審者対応マニュアルの見直しと改定を行い、事件・事故の未然防止に努めた。 ※スクアード・ストレイト…警察の講義やスタントマンによる実技など、学校・家庭・地域社会の連携による交通事故防止の活動のこと。	
課題と令和6年度の予定	各学校において、「安全教育プログラム」に基づいて、生活、交通、災害安全に関する指導を行う。また、必要に応じて、災害時対応マニュアルや不審者対応マニュアルの見直しと改定を行い、事件、事故等の未然防止に努める。	
No.12	環境教育の推進	教育指導課
事業概要 (1-1-④)	生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境へつなげる豊かな想像力、それを大切にする態度を養い、持続可能な社会の実現に努めることで、環境の保全に貢献できるよう環境教育を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	環境保全課と連携し、子どもたち自身で各家庭のCO ₂ の排出量を調べる取組や総合的な学習の時間における環境についての調べ学習やSDGsの目標に関連した取組、SDGsに関する研究指定校を指定し、持続可能な教育について、児童に必要な資質・能力を育むための実践例の研究によって、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境へつなげる豊かな想像力、それを大切にする態度を養い、持続可能な社会の実現に努めることで、環境の保全に貢献できるよう環境教育を進めた。また、持続可能な教育について児童に必要な資質・能力を育むための実践を行った。	
課題と令和6年度の予定	ESDについて、全市立小・中学校が教育課程に位置付けてそれぞれの実態に応じた取組を行う。また、「西東京ふるさと探究学習」等とも関連付けながら、児童・生徒の身近なことから、課題を見出し、環境問題についても考える学習を行う。	
No.13	自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実	教育指導課
事業概要 (1-2-①)	各教科や道徳科、特別活動などの授業を通して、自尊感情や自己肯定感を高める教育の一層の推進を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	道徳の教科化や特別活動などを通して、児童・生徒が自己肯定感を高められるような授業を展開するとともに、令和2年度からは、「西東京あったか先生」を掲げ、児童・生徒の心に寄り添った指導を行う教員の育成を推進した。 また、わかる・楽しい授業を通して、児童・生徒が達成感や充実感を持てるようさらなる授業改善に取り組むとともに、各行事への取組についても子どもたち自身がどのような行事にしていきたいのかを教員が聞き取り、実行した。	
課題と令和6年度の予定	「西東京あったか先生」に基づいた人権感覚を持った教員の資質向上を図るとともに、児童・生徒の心に寄り添った対応を推進する。児童・生徒が達成感や充実感を持てるよう授業改善に取り組むよう指導・助言する。 また、各行事について、子どもたち自身がどのような行事にしていきたいのか、各行事のねらいに応じて子どもたちが主体的に実行できるよう指導・助言する。	
No.14	人権教育及び子どもの権利に関わる教育の推進	教育指導課
事業概要 (1-2-①)	暴力行為やいじめ、児童虐待などの問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、自分や他者を大切にする思いやりの心を育む人権教育の一層の推進を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	市立小・中学校において、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、「西東京あったか先生」の理念の下、様々な人権課題について考えとともに児童・生徒の心に寄り添った指導を行った。東京都若手教員研修や中堅教諭等資質向上研修において人権教育を扱い、人権教育推進教師連絡会で情報共有を行った。 また、校長会議・副校長会議、生活指導主任会などを通して、いじめ対応の「西東京のやくそく」や虐待に関する「西東京ルール」の周知・徹底を行うことで、いじめや虐待の早期発見・早期対応を図った。また、中堅教諭等資質向上研修において、ヤングケアラーに関する研修を実施した。	
課題と令和6年度の予定	暴力行為やいじめ、児童虐待などの問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、自分や他者を大切にする思いやりの心を育む人権教育の一層の推進を図り、東京都若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修等において、人権課題に関する研修を実施する。	

No.15	生命尊重教育の推進	教育指導課
事業概要 (1-2-①)	教育活動全体を通じて、学校飼育動物をはじめとする動植物を含む自他の生命を尊重する教育の充実を図る。そのために、人権教育や道徳教育の充実、関係機関・地域との連携などを通して、生命を大切にすることを育む活動をより一層進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	各市立小学校において、ウサギやチャボ等の動物を飼育するとともに、獣医師会と連携した研修の実施や飼育委員会等の委員会活動等において、学校飼育動物の世話を継続した。また、道徳教育で生命尊重教育を推進した。	
課題と令和6年度の予定	学校訪問等において指導・助言を行うとともに、獣医師会と連携した研修を実施するなど、学校飼育動物を通じた生命尊重教育を推進する。	
No.16	いじめ防止対策の充実	教育指導課
事業概要 (1-2-②)	児童・生徒のいじめを許さない心を育むとともに、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友だちに知らせてすぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養い、いじめ防止対策の充実を図る。 また、西東京市いじめ防止対策推進条例の趣旨や理念の実現を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、西東京市いじめ防止対策推進基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づいた取組を全市的に推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	学校に対し、校長会議・副校長会議、生活指導主任会などを通して、いじめ対応マニュアルである「西東京のやくそく」や虐待に関する「西東京ルール」の周知・徹底を図った。また、副校長や生活指導主任を対象とした、いじめスペシャリスト研修を開催し、組織的に対応できるよう資質向上を図った。 ふれあい月間を年3回設け、アンケートや面談を基に、いじめなどの早期発見・早期対応に当たった。 「西東京市いじめ問題対策委員会」や「西東京市いじめ問題対策連絡協議会」から、加害者への対応等について様々な視点の意見があったため、それらを施策に生かした。	
課題と令和6年度の予定	いじめや虐待の早期発見・早期対応を図るために、「西東京市いじめ問題対策委員会」や「西東京市いじめ問題対策連絡協議会」での意見を参考にする。いじめや虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、研修会等の充実を図る。	
No.17	健全育成の推進	教育指導課
事業概要 (1-2-②)	児童・生徒が、自己の存在感を実感しながら、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、教員が児童・生徒理解を深めるとともに、生活指導の充実を図りながら、健全育成を推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	令和2年度から「西東京あったか先生」を推進し、全教員が児童・生徒の心に寄り添った対応を行い、一人ひとりに応じた個性の伸長を図る生活指導を推進した。 また、児童・生徒の心に寄り添ったDVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用した指導等を継続した。 キャリア・パスポートを活用し、児童・生徒が自分の活動を主体的に振り返り、自己実現に向けたキャリア形成ができるよう指導・助言をした。	
課題と令和6年度の予定	「西東京あったか先生」を推進し、児童・生徒の心に寄り添った対応を全教員が行い、一人ひとりに応じた個性の伸長を図る生活指導を推進する。また、児童・生徒の心に寄り添ったDVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用した指導等を継続する。児童・生徒が自分の活動を主体的に振り返り、自己実現に向けたキャリア形成ができるよう指導・助言を行う。	
No.18	「特別の教科 道徳」及び地域と連携した道徳教育の充実	教育指導課
事業概要 (1-2-③)	道徳教育の一層の充実を図るために、教育委員会が実施する教員研修を充実させ、「特別の教科 道徳」に関する教員の指導力を向上させる。また、生命尊重に関する教育についても、学校における全教育活動を通して行う。さらに、各校で実施する道徳授業地区公開講座の活性化を図ること、地域と連携した道徳教育を推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	道徳教育推進教師連絡会において、道徳教育推進教師の役割を確認するとともに、教育活動全体での道徳教育推進のための工夫について情報共有を行った。道徳の教科化に関して、授業展開や評価についての理解を深めるとともに、授業研究を通して指導力の向上を図った。 また、道徳授業地区公開講座において、保護者等の地域の方々と意見交換を実施し、授業の充実を図った。	
課題と令和6年度の予定	道徳教育推進教師連絡会において、道徳教育推進教師の役割を確認するとともに、教育活動全体での道徳教育を充実させるための工夫について情報共有を行う。また、道徳授業地区公開講座を通して、地域・家庭と連携を図り、道徳教育の充実を図る。	

No.19	学校図書館を活用した読書活動の充実	教育指導課
事業概要 (1-2-④)	蔵書検索、貸出しや返却などの管理の効率化を図ることができる図書管理システムを活用するとともに、司書教諭や学校司書との連携により、子どもたちの読書活動の習慣化を図る。また、集中力を向上させるとともに、読書の楽しさを味わい、将来への夢や希望を抱く機会となるよう、情操教育の一環として、読書活動の活性化を推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館の一層の活用を図った。また、令和3年度に第3期の改訂作業を行って完成した「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」の策定記念イベントを行い、市民への周知を図った。 各学校においても、自由な読書活動や読書指導の場としての「読書センター」、授業内容を豊かにして理解を深める「学習センター」や、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」といった、学校図書館の機能に基づいて児童・生徒の読書活動の充実を図った。 学校司書連絡会を開催し、学校図書館の充実を図る研修や年1回の司書教諭・学校司書合同の研修会を実施し、市立小・中学校が連携した読書活動について理解を深めた。	
課題と令和6年度の予定	学校図書館の一層の活用を図るとともに学校司書連絡会を開催し、学校図書館の充実に資する研修を行う。	
No.20	子どもの読書環境整備	図書館
事業概要 (1-2-④)	「西東京市子ども読書活動推進計画」を推進し、保育園、幼稚園、学校、児童館、学童クラブなどでの、子どもたちの読書環境のさらなる整備を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	市立小・中学校、児童館、学童クラブへの団体貸出しを継続実施し、除籍した児童資料は、市立小・中学校、乳幼児施設への配布を継続し、読書環境の整備に活用された。 令和4年度に保谷こもれびホールこども食堂もぐもぐにおいて、資料の貸出しと展示を8月、10月、12月、1月、2月、3月に実施した。 令和4年度に改訂版として、小学生向けおすすめ本リスト「で・あ・い 2」、中学生向けおすすめ本リスト「道しるべ 2」を発行し、児童資料収集の際の参考となるよう、市立小・中学校、児童館、学童クラブへ配布した。 アウトリーチ事業として、図書館以外の場所へ司書が出向き、0～2歳児向けの保育園・児童館でのおはなし会（保育園2園各2回・児童館2館各2回）、3歳児以上向けの児童館・公民館での「おでかけおはなし会」（3館各2回）を実施した。 令和5年7月11日から「西東京市子ども電子図書館」を導入し、市立小・中学校の全児童・生徒へ利用カードを配布し、利用促進を図った。また、令和6年3月3日に、電子図書館を活用したイベント「電子図書館deブックトーク」を開催し、紹介された電子書籍について図書館ホームページ、電子図書館ホームページ上で特集を組み、図書館内で展示を行う等利用促進のための周知に努めた。	
課題と令和6年度の予定	市立小・中学校、児童館、学童クラブへの団体貸出し、小・中学生向けの「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」の貸出しを実施する。 児童館等での「おはなし会」は実施会場を増やし、さらなる子どもたちの読書環境整備を図る。 「西東京市子ども電子図書館」の利用は、小学生の利用割合の伸びに比べ、中学生が伸び悩んでいる。ログイン後に同時閲覧が可能な「児童読み放題パック」は児童向けの電子書籍が多く、ヤングアダルト向けの電子書籍が少数であったため、予約提供に時間がかかる場合があり、中学生の読書の機会を逸していると考えられる。今後はヤングアダルト向けの電子書籍の充実を目指す。	
No.21	健康に関する指導の充実	教育指導課
事業概要 (1-3-①)	基本的生活習慣を身に付け、健康や体力を保持・増進していくための能力や態度を養う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	「健康」応援都市としての取組を全市立小・中学校で教育課程に位置付け、健康教育を推進した。東京都教育委員会の事業である「コーディネートトレーニング」の地域拠点校にて普及研修や成果発表を行った。 また、全国や東京都の児童及び生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の分析から、本市の課題について検討を重ね、小中一貫教育の一環として体力向上委員会を設置し、体力向上カードに基づいて、運動だけでなく食事や睡眠といった生活習慣の向上を目指した。 体育健康教育推進校（令和5・6年度）の実践について、リーフレット等を用いて各校に展開し、各校において東京都の児童及び生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の分析を行い、体力向上に向けて体育の年間指導計画の見直し等を行うよう指導・助言を行った。	
課題と令和6年度の予定	「健康」応援都市としての取組を全市立小・中学校で教育課程に位置付け、健康教育の推進を行い、基本的生活習慣を身に付け、健康や体力を保持・増進していくための能力や態度を養う。 各校の学校の教育課程に2020レガシーを位置づけ、児童・生徒に、多様な運動機会を創出し、心身の健康づくりに必要な資質・能力を育成する。	

No.22	オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育指導課
事業概要 (1-3-①)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピックの理念について学ぶとともに、オリンピック・パラリンピックの教育的価値を体験的に学ぶオリンピック・パラリンピック教育を実施する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	オリンピック・パラリンピック教育の副読本等を活用した学習や、アスリートを招いた講演会などを通して、オリンピック・パラリンピックの精神を学んだ。 学校の観戦プログラムは中止としたが、各学校においてアスリートを応援する色紙を作成し掲示などを行った。また、東京大会閉会後には「学校2020レガシー」を各学校で設定し、オリンピック・パラリンピック教育を踏まえた「学校レガシー」の推進を行った。	
課題と令和6年度の予定	児童・生徒に、多様な運動機会を創出し、心身の健康づくりに必要な資質・能力を育成します。	
No.23	家庭と連携した生活習慣の確立	教育指導課
事業概要 (1-3-②)	「早寝・早起き・朝ごはん」の励行をはじめ、食生活や睡眠時間、ゲームの使用時間の在り方などについて、保護者等と連携を図りながら、子どもたちが確かな学力を身に付けるために重要となる基本的な生活習慣を確立させるための指導を充実させる。	
令和元年度から令和5年度までの取組	保健の授業にて、基本的な生活習慣と関連させた学習を実施した。また、小中一貫教育の一環として体力向上委員会を設置し、運動だけでなく食事や睡眠といった生活習慣の向上を目指した。 各学校において、体力向上週間や体力向上委員会で作成した体力向上カードを活用した取組を行い、児童・生徒の不足している栄養素を考えた給食メニューの提供などを広めた。	
課題と令和6年度の予定	「早寝・早起き・朝ごはん」の励行をはじめ、食生活や睡眠時間、ゲームの使用時間の在り方などについて、保護者等と連携を図りながら、子どもたちが確かな学力を身に付けるために重要となる基本的な生活習慣を確立させるための指導の充実を図る。 児童・生徒への食育指導はもとより、家庭においても食への関心が高まるような取組を継続実施する。	
No.24	食育の推進	学務課、教育指導課
事業概要 (1-3-②)	児童・生徒への食育指導はもとより、家庭においても食への関心が高まるような取組を継続実施する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(学務課) 栄養士連絡会(健康課・学校・保育園栄養士)が企画する共通献立の全校実施、小学生・保育園児対象の「野菜たっぷりカレンダー」の原画の公募など、児童・生徒の食の関心が高まるような取組を実施した。 また、食に関する情報を献立表や給食だよりに掲載することで、家庭においても食による健康づくりや季節の行事等への関心が高まるよう継続的に取り組んだ。 令和5年度は、北海道森町より約15,500食のホタテを無償でいただき、12月8日をホタテデーとし、市立小・中学校全校にて給食のメニューとして提供した。この給食を通し、各学校で日本の水産加工業等について学ぶ機会とするとともに、ホタテを通じて食への関心を高めた。 (教育指導課) 小中一貫教育の一環として体力向上委員会を設置し、運動だけでなく、食事や睡眠といった生活習慣の向上を目指した。 体力向上委員会で作成した体力向上カードを活用した取組を展開するとともに、栄養教諭による各地域の特色を生かした給食メニューを提供する取組を全市立小・中学校で行った。	
課題と令和6年度の予定	(学務課) 栄養士連絡会などで企画する食の意識醸成のための取組を積極的に取り入れ、タブレットを利用して栄養に関する情報や献立の特徴などを提供する食育を行うとともに、献立表や給食だよりを通じて、家庭での食の関心が高まるような情報提供を実施する。 (教育指導課) 小中連携教育の中で、運動だけでなく、生活習慣の向上を目指す。令和3年度に体力向上委員会で作成した体力向上カードを活用した取組を展開するとともに、学校栄養職員による各地域の特色を生かした給食メニューを提供する取組を全市立小・中学校で行う。	

No.25	校内委員会の充実	教育指導課
事業概要 (1-4-①)	各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や支援対策を行うための校内委員会の充実を図る。そのために教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に努める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	教育支援コーディネーター連絡会において、教育支援システムを用いた個別的教育支援計画、個別指導計画に基づく具体的な支援が行われるように周知するとともに効果的な校内委員会の運営について協議した。特別支援教室の運営充実に合わせて教育支援コーディネーターの役割が重要となってくるため、教育支援コーディネーター連絡会においてコーディネーターの役割や校内委員会での役割を再確認した。指導効果の検証会議で在籍校での様子や変化に基づいた検証を行い、教育支援コーディネーターがその結果を校内委員会に持ち帰った。 また、教育支援アドバイザーを各学校の校内委員会へ派遣し助言を行った。特に、令和3年度から中学校特別支援教室を全校で実施したことを機に、中学校への教育支援アドバイザーの派遣も計画的に行い、さらなる充実を図った。	
課題と令和6年度の予定	特別支援教室の小集団指導を在籍校で実施するにあたり、対象となる児童・生徒の見立てから指導終了を見据えた学校内での対応について検討するため、これまで以上に校内委員会の充実化を図る。また、特別支援教室巡回指導教員が各巡回校の校内委員会に定期的に参加し、在籍学級との連携を深める。 教育支援コーディネーターが特別支援教室における指導効果の検証会議に参加し、児童・生徒の在籍学級と特別支援教室双方の指導・支援の方向性について検討し校内委員会で情報共有することで支援体制の充実を図る。また、教育支援コーディネーター連絡会を定期的に開催し、必要な情報提供を行い、教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に取り組む。	
No.26	校内支援体制の人的環境整備	教育指導課
事業概要 (1-4-①)	通常の学級において、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めていくために、人的環境を整備・調整し、内容の充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	教育支援アドバイザーが全市立小・中学校を巡回する中で、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援について助言を行った。 令和2年度から学校生活支援員を小学校に配置し、通常の学級における支援体制を整備するとともに、発達障害等のある児童・生徒が在籍学級等で学習を継続できるように支援することで、小・中学校における個に応じた配慮が充実するように人的環境を整備した。学校生活支援員に対して、支援の在り方について研修を行うとともに、学校生活支援員同士で情報交換を行うことができる場を作る等、スキルアップの機会を設けた。	
課題と令和6年度の予定	通常の学級において、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めるために、教育支援アドバイザーの派遣による教育支援コーディネーターへの助言を行う。また、学校生活支援員のスキルがより向上するために研修の機会を設ける。	
No.27	教育支援システムの活用の推進	教育指導課
事業概要 (1-4-①)	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、校内で共有し、計画的、継続的に適切な支援を行うことができるよう教育支援システムを用いた、個別的教育支援計画や個別指導計画の活用を推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	教育支援コーディネーター連絡会や特別支援教室専門員研修会において、教育支援システムを用いた個別的教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について助言するとともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズの在籍校での共有について周知した。個別指導計画については、作成しやすくなるよう書式の改良を行った。 また、学校訪問時の点検リストに個別的教育支援計画や個別指導計画の項目を入れることで、各学校にて作成された個別指導計画に沿った指導・助言を定期的かつ円滑に進められた。	
課題と令和6年度の予定	個別指導計画の書式について周知する。個別的教育支援計画や個別指導計画の作成や活用について、研修会や連絡会で周知し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援が行われるよう取り組む。	
No.28	特別支援学級、特別支援教室の内容の充実	教育指導課
事業概要 (1-4-②)	市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の種別に応じた教育課程を編成する。また、特別支援学校との連携も進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	特別支援学級・特別支援教室主任会で、都立特別支援学校との専門性向上事業で学んだことを発表し共有化するなど、授業の充実を図った。また、実態に応じた適切な教育課程の編成についての研修や都立特別支援学校の主幹教諭を講師として招き「障害特性に応じた教室運営」についての理解を深めた。さらに、特別支援学級、特別支援教室の研修会をそれぞれ年2回実施し、授業研究や講義を通して指導力の向上に努めた。	
課題と令和6年度の予定	特別支援学級、特別支援教室の研修会を各年2回実施し、授業研究や講義を通して指導力の向上を図る。	

No.29	通常の学級における支援の充実	教育指導課
事業概要 (1-4-②)	通常の学級の児童・生徒についての実態把握、授業のユニバーサルデザイン、個別の配慮、個別の対応について、内容の充実を図る。そのために、学校における支援方針の検討の充実、効果的な支援策等の情報の共有を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	令和3年度において、「ユニバーサルデザインによる授業改善」を主題とした研究指定校の研究発表をオンラインで実施し、全市立小・中学校に研究成果を周知した。 若手教員育成研修で特別支援教育についての講義を実施し、特別支援教育や児童・生徒に対しての配慮の仕方などについての理解を深めた。 特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした授業研究や他自治体の指導教諭の講義を通して、指導力の向上を図った。また、学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行った。	
課題と令和6年度の予定	若手教員研修で特別支援教育についての講義を計画し、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図る。 また、学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行う。	
No.30	発音や話し方に関する課題への早期対応	教育指導課、教育支援課
事業概要 (1-4-②)	西東京市独自の取組として、小学1年生全員を対象に、「発音・話し方調べ」を行い、発音等に係る課題の早期発見と早期対応に努め、必要に応じて専門的指導を継続する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育指導課) 小学1年生を対象として「発音・話し方調べ」を実施し、スクリーニング後は言語相談につなげるなど、フォロー体制を構築して、早期対応を図った。 特別支援学級に在籍する小学1年生については、スクリーニング時に専門家が同行し、必要に応じて学校側へ助言する等、より丁寧なスクリーニング検査が受けられるよう体制を整えた。 教育支援推進委員会作業部会において、ことばの教室の課題等を洗い出し、効果的なスクリーニングの実施時期等やことばの教室へつなげる仕組みの検討を行い「発音・話し方に関する指導について」の案内を改良した。 (教育支援課) 「発音・話し方調べ」にて言語相談を勧められた児童・保護者に対して、必要に応じてことばの教室を案内するとともに、ことばの教室に通えない事情のある児童については、各家庭の状況に合わせながら訓練方法の提案等、毎月実施している言語相談で継続的な対応を行った。	
課題と令和6年度の予定	(教育指導課) 「発音・話し方に関する指導について」の案内を用いて学校や保護者に周知を図る。的確・迅速なスクリーニングを実施しことばの教室へ円滑につなげられるようにする。 (教育支援課) ことばの教室に通えない事情のある児童については、毎月の言語相談での対応を継続する。また、言葉の相談をきっかけとして、課題が見つければ、教育相談センターでの相談を勧めるなど適切な支援に繋げる。	

No.31	マルチメディアデジの活用	図書館、教育指導課
事業概要 (1-4-②)	学校と連携し、障害があるために学習・読書が困難な児童・生徒のために、図書館で所蔵するマルチメディアデジ資料を提供する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(図書館) マルチメディアデジ資料の蔵書数を増やし、利用拡大に向けての準備を進めつつ、誰でも利用できるマルチメディアデジを各図書館にて巡回展示することで、多くの利用者が触れられる機会を作り、周知を図った。 また、図書館にてマルチメディアデジ資料を作成するため、作成ソフトウェアの導入及び作成者(音訳者)向けの研修を実施した。 「まちなか先生」を通じて、マルチメディアデジについての説明を行うとともに、マルチメディアデジ版の物語を機器で再生する実演を行い、マルチメディアデジの存在について周知した。 (教育指導課) 令和2年度に、児童・生徒にとって一番身近である教科書によるマルチメディアデジを導入し、令和3年度も学校側に活用を周知した。令和4年度から、マルチメディアデジ教科書がQRコード読み取りに対応したことで、タブレット端末で利用しやすくなり活用が進んだ。 また、図書館所蔵のマルチメディアデジ図書を活用することについて、図書館と協議し、今後の普及・活用について検討した。 令和5年度は、教育支援コーディネーター連絡会において、マルチメディアデジ教科書の案内を行った。市立小・中学校12校で利用されており、前年度よりも利用する小・中学校が増えた。	
課題と令和6年度の予定	(教育指導課) 障害があるために学習・読書が困難な児童・生徒が、マルチメディアデジ教科書の活用により、一人ひとりが抱える困難に応じた学習ができるように、マルチメディアデジ教科書の普及・活用の推進を図る。 (図書館) マルチメディアデジ教科書により、マルチメディアデジの認知度は高まってきているが、引き続き広く理解を得るために「まちなか先生」を通じて紹介する。	
No.32	通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実	教育指導課
事業概要 (1-4-③)	すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズを捉え、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導になるように教員研修を充実させ、教員の資質能力の向上を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	学習指導要領に基づき、個に応じた指導の充実について校内研究等で授業を行い、資質向上を図った。若手教員研修に特別支援教育の内容を取り入れ、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修を実施し、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導法についての理解を深めた。 また、学校訪問等を通して、タブレットを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を観点とした授業改善の指導・助言を行った。	
課題と令和6年度の予定	若手教員研修の内容や特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図るとともに、学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行う。 さらに、タブレットを活用した授業の実践事例の好事例を周知する。	
No.33	特別支援学級、特別支援教室における指導の充実	教育指導課
事業概要 (1-4-③)	特別支援学級や特別支援教室における教員の指導力を向上させるための研修を計画的に実施する。また、指導上の課題等について、学校管理職を含む検証会議を定期的に行い、課題解決に向けた方策を検討する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	授業研究や他自治体の指導教諭が講義を行うなど、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図った。また、指導効果の検証会議において、児童・生徒の状況に応じた教員の指導方法などについて検討を行った。定例や随時の学校訪問等を通して、特別支援教育の視点での授業改善の指導・助言を行った。	
課題と令和6年度の予定	教師による児童・生徒の特性をみとめる力の向上や個に応じた指導力の向上を中心に定め、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図るとともに、学校訪問等を通して特別支援教育の視点での授業改善の指導・助言を行う。	

No.34	教育委員会から学校への専門家派遣	教育指導課
事業概要 (1-4-③)	各学校に教育支援アドバイザー等を定期的に派遣し、校内委員会の運営、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成等に関する助言を行うことで、校内支援を充実させる。	
令和元年度から令和5年度までの取組	校内委員会に教育支援アドバイザーが参加することで、学校側が適切に個別指導計画を記載できるよう助言し、丁寧な個別対応へつなげた。 令和3年度からの中学校特別支援教室の全校実施にあたり、市立小・中学校ともに校内委員会の内容が一層充実し、かつ、個に応じた教育支援が進むよう教育支援アドバイザーを計画的・積極的に派遣した。 小学校においては、教育支援アドバイザーが安定的に訪問・助言し、中学校においては、計画的に訪問・助言した。	
課題と令和6年度の予定	特別支援教室における在籍校での小集団指導の実施にあたり、校内委員会のさらなる充実を図り、市立小・中学校において個に応じた教育支援が進むよう、教育支援アドバイザーを計画的に派遣する。	
No.35	中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実	教育企画課、学務課、教育指導課
事業概要 (1-4-③)	ひばりが丘中学校の新校舎に固定制特別支援学級を整備するほか、東京都の整備方針に基づき、中学校特別支援教室の全校設置に向けて取り組む。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育企画課・学務課) ひばりが丘中学校の新校舎に固定制特別支援学級を整備した。 (教育指導課) 特別支援教室は、令和2年度に中学校特別支援教室のモデル実施を開始し、令和3年度から全市立中学校に開設した。開設時に作成した「中学1教室の手引き」にある運営方針等に基づき、指導を展開した。 また、教育支援推進委員会作業部会において、特別支援教室の入室手順、指導内容や指導期間の考え方について確認するとともに、学校からの事例を基に、学校内で支援体制を検討する会議の開催やより良い支援の検討について話し合った。 令和5年度は、特別支援教室の小集団指導の在籍校での実施に向けて、特別支援教室巡回指導教員と意見交換会を行い指導内容や指導体制等について検討し、関係機関との調整を図りながら取組を進めた。特別支援教室の運営体制の変更に伴う制度説明のため、保護者・市民説明会を開催し、丁寧な説明を行うとともに質問事項等を整理し市公式HPに掲載し広く周知した。特別支援教室入室までの流れについてフロー図を作成し、市立小・中学校の教員に広く周知した。	
課題と令和6年度の予定	(教育企画課) 特別支援教室の整備の充実を図る。 (学務課) 学習環境の向上に向けて特別支援学級の配置等について検討を行う。 (教育指導課) 特別支援教室の小集団指導の在籍校での指導にあたり、特別支援教室巡回指導教員と在籍学級担任との連携がこれまでより重要となる。特別支援教育作業部会（特別支援教室）において運営体制の変更に伴う課題等を整理し、より良い運営体制の在り方を検討する。	
No.36	教育的ニーズに応じた就学相談の充実	学務課
事業概要 (1-4-③)	子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学や、必要な教育支援の活用を推進を図るため、教育委員会が就学前機関や学校と連携を強化するとともに、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧で分かりやすい就学相談を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	年15回の就学支援委員会及び年4回の事前行動観察を実施した。就学相談件数や審議件数は依然として増加傾向であり、相談内容も多様化しているため、就学前施設や在籍校との連携を図りながら、子ども一人ひとりに合った支援につながるよう、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧で分かりやすい説明を心がけた就学相談を実施した。	
課題と令和6年度の予定	今後も相談件数・審議件数ともに増加することが予想されるため、件数が増加しても、子どもや保護者の気持ちに寄り添った、丁寧で分かりやすい就学相談の実施に努める。	

No.37	子ども・保護者への心理的支援の充実	教育支援課
事業概要 (2-1-①)	子どもの心身の発達への心配や、幼稚園・保育園、学校での生活や学習、親子関係や子育て等についての相談を受け、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、必要に応じて専門的なカウンセリングや心理療法等を行い、子どもの心身の成長を支援する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	教育相談利用者のニーズに応じた相談支援の検証及び質の高い相談の実現を目的として「教育相談センター利用者アンケート」を実施した。また、子どもの生育歴や情緒・認知、社会性の発達、家庭環境等を総合的に見立て、子どもや保護者と話し合いながら支援方針を検討するなど、相談支援を行った。	
課題と令和6年度の予定	教育相談利用者のニーズを踏まえ、教育相談利用者に寄り添い一人ひとりの状況に応じた適切な対応及び質の高い教育相談を行う。 また、(仮称)教育支援総合窓口を開設し、相談者が利用しやすいよう、相談体制のワンストップ化を進める。	
No.38	相談員等の資質向上	教育支援課
事業概要 (2-1-①)	日常的なカンファレンスやOJT、定期的な事例検討による研修を行い、社会情勢や社会的事件、専門的知識等の情報収集に努め、相談員等の資質向上を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	相談の段階に応じたカンファレンスによる見立てと支援方針の検討を定期的に行った。 また、心理臨床経験豊富な臨床心理士や精神科医師を講師とした事例検討会や、相談機能ネットワーク研修として、子ども家庭支援センターの相談員を講師とした関係機関の理解と連携の推進を図ることを目的とした研修会を行い、相談員等の資質向上を図った。 また、知能検査の改訂に伴い、知能検査実施の技術と解釈に関する研修を行った。	
課題と令和6年度の予定	子どもを取り巻く環境は社会情勢の影響を受けて多様化しており、子どもが呈する問題も多様化・複雑化している。社会情勢や社会的事件の情報収集を行うとともに、臨床心理学的マネジメント技術の向上を目的とした研修を実施し、相談員等の資質向上を図る。	
No.39	保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実	教育支援課
事業概要 (2-1-②)	保護者の子どもに関する不安や心配なことについて、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、子どもや保護者に適時適切な情報を提供する。また、必要に応じ関係機関での支援につなげるためのネットワークを充実させる。	
令和元年度から令和5年度までの取組	子どもの状態や状況を把握し理解した上で、保護者に対して心理教育的ガイダンスや情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援につなげた。また、学校に登校しない・できない児童・生徒や保護者が、適時適切に情報を入手できるよう、市ホームページやSNS等を活用し、必要な情報にアクセスできる環境整備に努めた。 スキップ教室の理解促進を図るため、学校に登校しない・できない児童・生徒の成長を応援する講演会、子どものメンタルヘルスに精通している講師を招いて「子どもの心を守るために大人ができること」をテーマとしたYouTubeでの動画配信による講演会、中学生とその保護者を対象とした「学校に登校しない、できない中学生のための進路のお話」を実施し、YouTubeでの動画配信を行った。 さらに、学校に登校しない・できない、登校渋りなどの不安や悩みを抱える児童・生徒の保護者へ向けて、子どもの心の状態を知らせるサインや接し方のポイント、学校との関わり方、相談先や支援機関についてまとめたハンドブックや、子どもの心の健康に関する情報を掲載したリーフレットを作成し、周知した。	
課題と令和6年度の予定	児童・生徒や保護者が適時適切に情報を入手できるよう、市ホームページやSNS等広報媒体を活用し、支援先や進路等の情報提供を行う。	

No.40	切れ目ない支援体制	教育指導課、教育支援課
事業概要 (2-1-②)	就学支援シートの活用や、保育園への臨床心理士等の派遣等を通して、就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図る。関係各課との連携により、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を充実させる。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育指導課) 幼稚園・保育園の各園長会にて就学支援シートの趣旨を伝え、翌年4月以降の小学校生活において必要とされる具体的な配慮について、的確に引き継がれるようシートの作成、提出の調整を丁寧に行った。 幼稚園・保育園から学校へ直接就学支援シートを提出するよう市から提案したことで、情報引継ぎの場面で設定され、連携強化につなげられるよう促した。 提出先の各小学校では、就学支援シートに記載された内容を把握し、よりの確な対応を進めた。 また、教育支援アドバイザーは「小1巡回」をする際に就学支援シートを活用する等、本シートを活用しながら一人ひとりの見立て・気づきが早期かつ丁寧に行われるよう連携強化に向けて進めた。 切れ目のない支援体制のベースとして、幼稚園・保育園と学校が直接情報交換や意思疎通ができる機会・場面をより多く設定できるよう、幼稚園・保育園園長会を通じて就学支援シートの周知を行い、児童の支援について必要な情報を共有するように働きかけた。 (教育支援課) 切れ目のない支援のため市内公立保育園に年3回の心理アドバイザーの訪問派遣を行い、保育士への助言や子どもの行動観察、必要に応じて保護者との面接を行った。また、市内公立保育園以外の民営の保育施設についても、要望に応じて訪問派遣を行った。	
課題と令和6年度の予定	(教育指導課) 就学支援シートについては、活用に向けた周知を毎年丁寧に続けていき、また作成件数だけではなく内容の充実を図れるよう提案する。切れ目のない支援体制のベースとして幼稚園・保育園と学校が直接情報交換や意思疎通ができる機会・場面をより多く設定できるよう、園長会と相談・調整を重ねる。療育機関に通う児童が年々増えているため、療育機関への周知方法についても検討する。 (教育支援課) 切れ目のない支援体制の継続に努めるとともに、就学前の状況が小学校につながらず支援が遅れることのないよう、要望に応じて市内公立保育園及び市内の幼児の通う保育施設等に心理アドバイザーの訪問派遣を継続する。また、派遣先の職員及び派遣している心理アドバイザーの意見を踏まえ、より効果的な派遣方法について検討する。	
No.41	教員の気づきをつなげる校内体制	教育支援課
事業概要 (2-2-①)	児童・生徒の変化やサインに気づき、校内で情報を共有して対応するため、校内委員会や教育支援コーディネーターの役割の充実など、校内体制を整える。児童・生徒を多面的に理解するために、スクールカウンセラーや教育委員会の臨床心理士等による専門的助言を活用する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	児童・生徒の生命や心の健康に係る深刻な事態を早期に把握し、支援につなげる校内体制の実態把握を目的として、養護教諭と生活指導主任に対し、アンケート及び聞き取り調査を行った。調査の結果、教員間の連携が機能し早期対応を図っている学校では、児童・生徒のわずかな変化を捉えた情報共有が意識的に行われていた。 教員の気づきをつなげる校内体制整備のための実態把握と課題の抽出を目的として、令和4年度新規採用教諭を対象にアンケートを実施した。その結果を踏まえ、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを活用しながら、教育支援コーディネーターの教員が中心となって、教育相談員が連携して教員の気づきをつなげる校内体制の充実に努めた。また、スクールソーシャルワーカーが校内委員会等に出席する機会を作り、教員の気づきから児童・生徒を理解し対応するよう努めた。	
課題と令和6年度の予定	心の健康に係る問題は現れ方が様々で、問題の本質や深刻さの見極めが難しいため、教員の認識の差が大きく影響する。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進し、教員の気づきを児童・生徒に対する理解と適切な対応につなげられるよう学校支援を継続し、学校と連携して教員の気づきをつなげる校内体制の充実に努める。	

No.42	ストレスマネジメント等の「心の健康」教育	教育指導課、教育支援課
事業概要 (2-2-①)	学習や進路、人間関係など、様々なストレスを抱える児童・生徒に対して、ストレスに対する自己コントロール能力を育成するための健康教育を行う。また、保護者に対して、家庭における児童・生徒のストレスへの対応方法等について啓発するとともに、学校と家庭が連携して「心の健康」教育に努める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育指導課) SOSの出し方教育や相談窓口一覧の配布など、相談できる体制づくりに努めるとともに、スタートアップ期間として、長期休業明けに個別の面談の時間を設けるなど、児童・生徒の心に寄り添った指導をするよう指導・助言した。 (教育支援課) 学校で行うストレスマネジメントのプログラムに関する指導者養成研修を教育支援課職員が受講し、学校や適応指導教室での活用について検討を行った。スクールカウンセラーを活用した児童・生徒に対するストレスマネジメントのプログラムについては、次年度以降に実施するために準備を行った。 子ども・保護者に向けたストレスマネジメントに関する啓発について、専門家の助言のもと、内容と進め方について検討した。また、子どもの心の健康に関する問題を呈することを予防するための一助として、ストレスマネジメントに関する情報やストレスケアの方法を紹介したYouTube動画が視聴できる二次元コードを掲載したリーフレットを作成し、保護者等へ周知した。	
課題と令和6年度の予定	(教育指導課) SOSの出し方教育や相談窓口一覧の配布など、相談できる体制づくりに努めるとともに、全校でスタートアップ期間として、長期休業明けに個別の面談の時間を設け、児童・生徒の心に寄り添った指導を行う。 (教育支援課) 子どもの心の健康に関して様々な情報発信を継続して行う必要がある。また、心の健康に関する問題の多くが10代(思春期)で発症が増えることや適切な対処を早期に行うことが重要とされていることから、子どもが自分の不調に気づき他者に相談できるよう、心の健康に関する知識を子どもが身に付けられるような啓発を行う。	
No.43	スクールソーシャルワーカーの派遣	教育支援課
事業概要 (2-2-②)	児童・生徒が抱える学校内では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教員と協議しながら問題の背景を見立て、対応方針を検討する。必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた支援を行う。早期発見と迅速で適切な対応により問題のさらなる深刻化を防ぐ。	
令和元年度から令和5年度までの取組	家庭訪問の実施、教育相談やスキップ教室等関係機関につなげることのほか、児童・生徒の家庭状況に応じて、子ども家庭支援センターと連携を図るなど、臨機応変にきめ細やかな対応を行った。 スクールソーシャルワーカーについては、全市立小・中学校を対象に定期派遣を行うとともに、学校からの依頼により随時派遣を行い、学校からの相談、ケース会議での助言、子ども家庭支援センターや市の福祉部署など関係機関との連携支援等を行った。 また、学校に登校しない・できない児童・生徒のうち、継続的な支援につながっていない児童・生徒を把握し、ニコモテラスを活用した支援方針に基づく家庭訪問及び体験フリースペースでの関わり等を通じて、次の適切な支援拠点につながるよう支援を行った。 さらに、スクールソーシャルワーカーの活用を促すため、リーフレット等を活用して全市立小・中学校への周知や民生委員・児童委員、子ども家庭支援センター等の関係機関への周知も行った。 これまでの取組を基に、スクールソーシャルワーカーの活用推進について教育支援コーディネーター及び中1不登校未然防止委員、スクールカウンセラーに周知した。また、ニコモテラスを活用し、スクールソーシャルワーカーが継続的な支援につながっていない不登校の児童・生徒への支援を行った。	
課題と令和6年度の予定	学校に登校しない・できない児童・生徒は増加傾向にあり、一人ひとりの状況やニーズに合わせた支援が必要となっている。今後も不登校支援において、スクールソーシャルワーカーのニーズは高い。また、不登校以外にも、様々な課題を抱える児童・生徒は増加しており、学校だけでは解決が難しい問題への支援も一層求められていることから、スクールソーシャルワーカーにおける、学校への支援を強化する必要がある。	

No.44	スクールカウンセラーの配置	教育支援課
事業概要 (2-2-②)	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、日常的な児童・生徒との関わりの中で、児童・生徒や保護者の相談、教員等への助言などにより、学校の教育相談体制の充実を図る。校内での情報共有、組織的対応を強化する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	臨床心理士等の資格を有す東京都公立学校スクールカウンセラーを全市立小・中学校に配置するとともに、児童数が多い中原小学校・向台小学校・上向台小学校には市のスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者の相談、教員等への助言、スクールソーシャルワーカーとの連携などにより、学校における相談体制の充実を図った。 また、スクールカウンセラーの増加配置については、継続して東京都に対して要望を行った。	
課題と令和6年度の予定	学校における教育相談体制の充実に向け、さらなる増加配置及び追加派遣を要望するため、東京都に対して東京都公立学校スクールカウンセラーの増加配置の要望を継続する。	
No.45	スクールアドバイザーの派遣	教育指導課
事業概要 (2-2-②)	児童虐待やいじめの問題に対してスクールアドバイザーを学校に派遣する。また、関係機関と連携しながら早期発見・早期対応を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、虐待防止外部委員会へのスクールアドバイザーの派遣を通して、児童・生徒に関する情報を収集するとともに、ケース会議において助言を行った。また、いじめや虐待に関して学校から適切に報告させ、早期発見・早期対応を図った。	
課題と令和6年度の予定	子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をさらに密にするとともに、スクールアドバイザーによる学校への助言や虐待防止外部委員会への派遣を通じて、日頃から学校と連携を図り、いじめや虐待の早期発見・早期対応につなげる。	
No.46	早期対応の充実	教育指導課、教育支援課
事業概要 (2-2-③)	児童・生徒の欠席に対して理由や状態を把握し、不登校の予兆がある場合には早期に対応する。スクールカウンセラーの専門性を活用し、欠席が続く背景を校内で検討し、児童・生徒及び保護者に対し適切な関わりを組織的に行う。必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育指導課) 生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会等にて情報共有を図り、各学校にて担任やスクールカウンセラーを中心に早期対応を図った。 (教育支援課) 様々な背景を持つ学校に登校しない・できない児童・生徒一人ひとりに合った支援の検討を行い、来室が困難な児童・生徒や継続的な支援につながらない保護者に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携して、電話での様子確認や家庭訪問等で関係性を作りながら継続した支援を行った。 また、学校に登校しない・できない児童・生徒のうち、継続的な支援につがっていない児童・生徒を把握し、一人ひとりに合った支援方針に基づき、家庭訪問、来室による面接・相談、電話による相談、関係機関の紹介・連携、ニコモテラスの活用など、多岐にわたり一人ひとりの児童・生徒や保護者に寄り添い必要な支援につなげた。	
課題と令和6年度の予定	(教育指導課) 生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会等で、児童・生徒に関する情報や対応方法についての情報共有をすることで、各学校にて、担任やスクールカウンセラーを中心に早期対応を行う。 (教育支援課) 不登校の児童・生徒は増加傾向にあり、早期対応はより重要になっている。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用をさらに推進し、不登校の予兆に気づき適切な対応を行うことが必要である。	

No.47	不登校の未然防止	教育指導課、教育支援課
事業概要 (2-2-③)	不登校の発生率は、小学校よりも中学校の方が高い傾向にある。不登校になる中学生は、既に小学校時代に何らかのサインが現れていることが多いことに着目して、小学校と中学校が連携して、情報交換や協議を行い、組織的に初期対応を図ることで、「中1 不登校未然防止」に取り組む。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育指導課) 生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会等にて情報共有を図るとともに、管理職の指示の下、各学校の担任やスクールカウンセラーを中心に、組織的な早期対応が図られるよう指導・助言を行った。また、初任者研修において、不登校の対応について講義・演習を行った。 (教育支援課) 不登校未然防止の組織的な早期対応を行うため、中学校で支援が必要となる可能性が高い児童について、市立小・中学校間で情報交換や協議ができるよう、欠席状況分析シートや小中連携シートを用いて中1 不登校未然防止委員会を開催した。 中学1年生に限らず増加する不登校の未然防止に向けて、東京都の研修会講師派遣制度を活用した教員研修を実施するとともに、夏季休業明けにスクールソーシャルワーカーを学校へ重点的に派遣し、中1 不登校未然防止委員や担任等と個別の対応について検討した。また、1年次の教員を対象に不登校の対応に関する研修を行い、若手教員への啓発を行った。 さらに、子どもたちが不登校等の心の健康問題を呈することを予防するために、ストレスマネジメントに関する啓発を行うリーフレットを作成するとともに、児童・生徒が登校を渋り始めた際には、子どもの心の状態を保護者が理解し対応できるよう保護者向けのハンドブックを作成し、保護者等へ周知した。	
課題と令和6年度の予定	(教育指導課) 生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会等にて情報共有を図るとともに、管理職の指示の下、各学校の担任やスクールカウンセラーを中心に、組織的な早期対応が図られるよう指導・助言する。また、初任者研修等において、不登校の対応について講義・演習を行う。 (教育支援課) 不登校への対応については、教員等が対象となる児童・生徒や保護者の状況を理解し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図り、一人ひとりに応じた支援を行う必要がある。また、保護者が子どもを理解するために必要な情報を得られるツールが必要になっている。そのため、不登校状態にある児童・生徒を理解するための教員研修の実施や児童・生徒や保護者が必要としている情報の提供などに、継続的に取り組む。	
No.48	適応指導教室	教育支援課
事業概要 (2-3-①)	適応指導教室「スキップ教室」では、様々な要因による不登校の児童・生徒を対象に、個に応じた学習指導・生活指導、行事等を通じて児童・生徒の心や日常生活の安定を図る。在籍校や家庭と連携しながら、社会的自立や学校復帰への支援を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	適応指導教室「スキップ教室」では、様々な要因による不登校の児童・生徒に対して、適応指導教室指導員と教育相談員、スクールソーシャルワーカー等が連携して、信頼関係を築きながら個々の状態を把握し、一人ひとりの状況に応じて学習指導や生活指導を行った。 また、校外学習や体験的な活動等を通じて、コミュニケーション能力や社会性を向上させるなど、日常生活の安定や集団への適応を促すなど、社会的な自立に向けた継続的な支援を行った。 適応指導教室での取組を継続するとともに、指導内容や支援内容の充実を図り、指導員の確保や施設の老朽化等課題を解決していくため、「適応指導教室等あり方検討委員会」を設置し、適応指導教室の今後の在り方を検討した。	
課題と令和6年度の予定	学校に登校しない・できない児童・生徒は増加傾向にあることから、不登校児童・生徒の状況を把握するとともに、これまでの取組を継続しながら、学習や生活指導等、支援内容の充実を図るため、他自治体の取組等も参考にしながら、不登校対策に資する適応指導教室等の在り方を検討する。	

No.49	不登校ひきこもり相談室	教育支援課
事業概要 (2-3-①)	ひきこもり傾向にある児童・生徒や義務教育終了後、進学や就職等をせず社会との接点が希薄になっている若者やひきこもり状態にある若者を対象に、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」で、相談、家庭訪問、居場所の提供、学習や体験活動、キャンプ等を実施し、社会的自立への一歩を踏み出す支援をする。	
令和元年度から令和5年度までの取組	ひきこもり傾向にある児童・生徒やひきこもり状態にある若者等を対象に、不登校・ひきこもりセーフティネット事業として、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」を週3回開室し、相談、家庭訪問、居場所の提供、体験活動等を実施するとともに、施設を利用していない児童・生徒の保護者等への対応として電話相談や見学対応を行った。学校での支援が困難な児童・生徒をスクールソーシャルワーカーが把握した場合には、ニコモルームの家庭訪問利用につなげ、継続的な支援を行った。さらに、問題の背景に医療受診が必要な心身状態がある場合や家庭の環境調整が必要な場合は、関係機関と連携して対応を行った。 また、学校に登校しない・できない児童・生徒のうち、継続的な支援につながっていない児童・生徒を対象に、適切な支援につなげることを目的とした体験フリースペース「ニコモテラス」を週2日開設し、スクールソーシャルワーカーや相談員が行う家庭訪問、来室による面接・相談、体験フリースペースの利用を通じて次の支援につながるよう支援を行った。 さらに、ニコモルーム、ニコモテラス、スキップ教室、教育相談センターとの連携を強化し、切れ目ない支援につなげるため、合同でケース会議を開催して、児童・生徒の支援方針の検討を行うなど、それぞれの機能を生かして児童・生徒、保護者のニーズに合った支援を行った。	
課題と令和6年度の予定	不登校児童・生徒の状況に応じてニコモテラス、ニコモルーム、適応指導教室「スキップ教室」と、段階的に支援を行い、継続することが必要である。そのため、関係機関等が連携して児童・生徒一人ひとりの状況やニーズに合った支援を行い、必要に応じて医療や福祉等の支援につなげるなど、関係機関との連携を強化して支援を行う。	
No.50	日本語適応指導	教育指導課
事業概要 (2-3-①)	日本語が話せないために学習活動に適応することが困難な児童・生徒を対象に、初期の日本語指導を行う日本語適応指導を実施する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	母語が日本語でなく、学校生活に適応することが困難な児童・生徒に対して、指導員を派遣し初期の日本語指導を行った。 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うオンライン授業の間は、指導を停止せざるを得なかったが、そのような状況下での継続的な指導方法について検討し、オンラインでの指導を試行した。 外国人児童・生徒の増加に伴い本事業の利用者が大幅に増加した。また、日本語指導の中でマルチメディアデイズ教科書を活用する試みを行った。 さらに、日本語適応指導員連絡会・研修会を実施し、日本語適応指導員と本事業の課題等について検討した。市立小・中学校に本事業の活用について周知し、日本語指導を必要とする児童・生徒に対して早期に適切な指導につながるよう取組を進めることができた。	
課題と令和6年度の予定	西東京市在住の外国人児童・生徒数が増加傾向にある中、今後、日本語指導を必要とする児童・生徒が増えていくものと考えられる。学校と連携し、日本語指導を必要とする児童・生徒へ安定した支援を行える体制を構築する。	
No.51	小中一貫教育の推進	教育指導課
事業概要 (3-1-①)	西東京市では、一つの小学校から複数の中学校に進学している状況にあるため、全市立小・中学校で統一した取組を行うことで、系統的な指導を目指していく。全市立小・中学校が互いに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な指導を目指す教育を進める。あわせて、西東京市の小中一貫教育の在り方について、引き続き調査・研究する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	小学生が中学校生活への憧れや希望を持ち、中学校進学後、スムーズに新しい学校生活を開始できるよう、令和2年4月から全市立小・中学校で西東京市小中一貫教育を開始した。 また、算数・数学、外国語・英語、体力向上などの各委員会での系統的な学びの連続性の整理や、合同の清掃等の市立小・中学校での連携した取組を行った。 教務主任会や小中一貫教育推進委員会を通して、各中学校区での取組の情報を共有し、児童が安心して中学校へ進学することができるよう中学校との連携を密にした。 各中学校区において、人材の有無や環境等により取組内容にばらつきがない持続可能な市立小・中学校の連携が進むよう検討するとともに、これらの取組を教務主任会等において共有し、有効な取組は全中学校区に展開することができた。	
課題と令和6年度の予定	市立小学校からどの市立中学校に進学しても円滑に新しい学校生活を送ることを可能にする、“西東京市モデル”の小中一貫教育を引き継ぎ、地域性の強みを生かした連携強化を図る。中学校区における独自性・創造性を発揮しながら、育てたい資質・能力を小・中学校間で明確にし、特定の教科などにとどまらない系統立った指導方法の共有や「西東京ふるさと探究学習」など、教育活動の充実を図る。	

No.52	教育支援システムの小中連結	教育指導課
事業概要 (3-1-①)	教育支援システムを用いて、保護者の同意を得たうえで、個別的教育支援計画や個別指導計画を小学校から中学校に引き継ぐことで、一人ひとりに応じた教育支援を継続していく。	
令和元年度から令和5年度までの取組	教育支援システムを用いて、個別的教育支援計画や個別指導計画を保護者の同意を得たうえで小学校から中学校へ引き継ぐことについて、校長会議や教育支援コーディネーター連絡会等でその必要性を明確に伝え、保護者への周知にも努めた。 また、教育支援コーディネーター連絡会や特別支援教室専門員研修において、教育支援システムによる個別的教育支援計画や個別指導計画を作成するという意識の醸成を行い、小学校から中学校に引き継ぐことを周知した。	
課題と令和6年度の予定	一人ひとりに応じた教育支援を進めるため、教育支援システムによる個別的教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について、保護者と共通理解がもてるよう取組を進める。そのうえで、教育支援コーディネーター連絡会等において小学校から中学校への引き継ぎを今後も促進する。	
No.53	学校選択制度の実施	学務課
事業概要 (3-1-②)	小・中学校の新1年生について、保護者や子どもたちが、住所地の指定校以外の学校を選べる学校選択制度を実施する。この制度は、保護者や子どもたちの希望に応えるとともに、特色ある教育・学校づくりにつながる取組である。学校規模や教育環境等に影響がないよう、引き続き、適正な受入れ枠の設定に努めるとともに、学校選択制度の今後の在り方についての検証を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	学校選択制度に関する検討懇談会において、児童・生徒、保護者、市民を対象としたアンケート調査（令和3年度実施）の結果を踏まえ、西東京市の実情や他自治体の動向を確認しながら、今後の課題と方策を整理した。計画的な課題解決に向けて、短期的または中長期的に検討すべき項目と期待される効果のほか、今後の検討に関する流れについて、懇談会報告書としてまとめた。 「適切な受入れ枠の管理と運用面の工夫」、「学校選択制度の申立て時期の早期化と諸調整」、「保護者、地域に向けた適切かつ正確な情報発信」に向けて、市立小・中学校長会と情報の共有及び連携をしながら調整を進めた。また、円滑な学級編制に向け、実施時期等について検討を行い、短期的な見直しの方針を決定した。	
課題と令和6年度の予定	令和6年度より学校選択の申立て時期を1か月前倒しし、9月に変更する。また、保護者の利便性の向上を図るため、学校説明会に代えて、各学校ホームページでの学校情報の充実を図るとともに、申立て手続きのオンライン化を検討する。	
No.54	介助員制度の実施	学務課
事業概要 (3-1-②)	通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、移動等の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介護負担の軽減を図るため、合理的配慮の考え方にに基づき、児童・生徒の状況を確認しつつ保護者と共通理解の下、介助員による支援を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	令和3年度に障害者基本法等の法律改正を受け、申請要件の変更や配置時間の加算制度など、通常学級介助員制度の見直しを実施した。 学校及び保護者からの申請に基づき、学校生活において支援が必要な児童・生徒に介助員を配置し、学校・保護者・介助員と連携しながら児童・生徒の移動等の安全確保を行うことで、学校生活の安定につなげた。 また、ホームページや市報を活用して介助員を募集し、人材確保に努めた。	
課題と令和6年度の予定	介助員を配置する児童・生徒数が増加傾向にあり、介助員の人材確保が課題である。公募や学校からの紹介によって、年間を通じた安定的な配置につなげる。 介助員の配置や配置時間等は「西東京市立学校の通常学級に在籍する障害のある児童・生徒への介助員配置のための決定会議」において丁寧に検討し、児童・生徒の状況に応じて適切に介助員を配置する。	
No.55	バリアフリー化の推進	教育企画課
事業概要 (3-1-②)	各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	各学校の実情に配慮し、令和元年度に保谷第二小学校と柳沢小学校の校舎にだれでもトイレを整備した。令和2年度は校舎のバリアフリー化を含めた中原小学校建替工事を実施し、令和3年度から令和4年度にかけては、一部の市立小・中学校において、洋式便器取替、階段手すり、だれでもトイレの設置等を実施してバリアフリー化の拡充を図った。 令和5年度は、一部の市立小・中学校において、体育館トイレの洋式便器取替のほか、階段手すりの設置や段差解消を実施することでバリアフリー化の拡充を図った。	
課題と令和6年度の予定	体育館トイレについては、洋式便器取替を実施してすべての学校で洋式化が完了したが、校舎等その他のトイレにおいては和式便器が存置されている。このため、「西東京市公共施設等トイレ整備方針」に基づき、洋式化を原則としてバリアフリー化の拡充を検討する。 また、バリアフリースペースが未整備の学校については、「西東京市立学校における「合理的配慮」の対応検討基準」に基づき実施する。	

No.56	環境に配慮した学校施設の整備	教育企画課
事業概要 (3-1-②)	環境負荷の低減を図るため、学校施設の屋上緑化を含む緑化を推進する。また、雨水の利用、太陽光を利用した発電、ＬＥＤ照明などの省エネ対策を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	一部の市立小・中学校において、校舎等の照明ＬＥＤ化を実施した。 また、屋上緑化、雨水利用、太陽光発電、ＬＥＤなどの省エネ対策を整備した中原小学校建替工事を実施した。	
課題と令和6年度の予定	「西東京市公共施設環境配慮指針」に基づく環境負荷の低減のため、計画的な対応として令和6年度は上向台小学校、けやき小学校と青嵐中学校において照明のＬＥＤ化を計画的に進める。	
No.57	幼稚園・保育園・小学校間の連携強化	教育指導課、教育支援課
事業概要 (3-1-②)	子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、スタートカリキュラム作成等の幼稚園・保育園の就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組む。また、子どもたちが、教育環境の変化の中で抱える問題を緩和させるため、就学支援シートの活用や幼・保・小の交流や教育内容の連続性の確保など、相互の交流に向けた検討を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育指導課) 子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、全市立小学校にてスタートカリキュラムの作成を行い、就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組むとともに、就学支援シートの活用を図った。また、就学前機関に就学支援シートの活用の周知を行うことで、幼・保・小の連携による児童への支援が円滑に行われるように取り組んだ。 (教育支援課) 切れ目のない支援を行うため、市内公立保育園に年3回の心理アドバイザー派遣を行い、保育士への助言や、必要に応じて保護者との面接を行った。また、市内公立保育園以外の保育園等について、要望に応じて心理アドバイザーを派遣し、保育士への助言等を行った。	
課題と令和6年度の予定	(教育指導課) 子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、スタートカリキュラムを着実に実施する。就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組むとともに就学支援シートの活用を図り、幼・保・小の相互の交流を充実させる。 (教育支援課) 就学前の状況が小学校につながらず支援が遅れることのないよう、市内の公立保育園及び市内の幼児の通う保育施設等に周知し、要望に応じて心理アドバイザー派遣を継続する。	
No.58	給食室の改築・整備	教育企画課、学務課
事業概要 (3-1-③)	校舎建替え時に、小学校は、学校給食衛生管理基準に準拠した給食室に改築する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	中原小学校建替工事に伴い学校給食衛生管理基準に準拠した給食室を整備した。また、整備後においても学校栄養職員や調理従事者などの意見を踏まえ、衛生的で効率のよい調理ができるよう環境整備に努めた。	
課題と令和6年度の予定	(教育企画課) 給食室の改築は、校舎の建替えが前提のため、学校給食に支障が生じないよう維持・補修を行う。 (学務課) 空調設備が設置されていない給食室への空調設備の設置に向けて、専門業者による調査を実施し、学校栄養職員や調理従事者の作業環境の向上を図る。	

No.59	地場産農産物の積極的活用	学務課
事業概要 (3-1-③)	可能な限り西東京市産の農産物を活用するとともに、生産者を示すことで、食への興味・関心度を高める工夫を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	地場産農産物の積極的活用に向けて、地場産農産物生産者と学校栄養職員との意見交換会の開催、学校給食でのめぐみちゃんメニューの提供など、地場産農産物を通じた食への興味・関心を高める取組を実施した。また、教育委員会で地場産農産物生産者との納入契約を一括で行うとともに、学期ごとに作付けした農産物の種類や収穫予定時期について生産者からの情報を集約し各学校へ情報提供することにより、地場産農産物をより多く学校給食に取り入れることができるよう工夫を行った。その結果、献立作成時に地場産農産物をより多く取り入れる機会につながった。	
課題と令和6年度の予定	地場産農産物生産者との納入契約を教育委員会で一括して行うこと及び各学期ごとの作付けの情報共有を継続し、学校給食に、より多くの地場産農産物を取り入れることができるようにする。また、地場産農産物生産者と学校栄養職員との意見交換会を開催し、学校栄養職員や地場産農産物生産者のそれぞれの視点から意見をいただき、子どもたちが地場産農産物を通じて食への興味・関心を高められるよう取り組む。	
No.60	食物アレルギーの対応	学務課
事業概要 (3-1-③)	西東京市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、アレルギー対応を行う。また、万が一の事態に備え、公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインを継続する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	西東京市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいたアレルギー対応を行っており、西東京市教育委員会アレルギー対応委員会において、中学校給食での食物アレルギー対応を見直し、より安全・安心な給食提供ができるよう指針の改定や食物アレルギー対応研修を実施した。また、食物アレルギーを持つ児童・生徒が年々増加していることから、万が一の事態に備え、公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインの使用に関する情報を全教職員に周知した。令和4年度はホットラインを使用したケースが2件、令和5年度は6件発生したが、いずれも大事には至っておらず、ホットラインが効果的に活用された。	
課題と令和6年度の予定	万が一の事態に備え、食物アレルギー対応研修を継続的に実施するとともに、公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインの使用に関する情報の周知徹底により、万が一の事態に備える。	
No.61	I C T環境整備	教育指導課
事業概要 (3-1-④)	市立小・中学校におけるI C T教育のさらなる充実や、教員一人ひとりがI C Tを活用した授業改善等を行うことができる環境の整備に努める。 特に中学校におけるI C T機器を活用した授業等の充実に向けた環境整備を重視し、全市立中学校に、短焦点方式のプロジェクターと授業用ノートパソコンを整備する。また、短焦点方式のプロジェクターを活用した電子黒板やデジタル教科書、校内無線LANの整備等を計画的に進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	G I G Aスクール構想への対応として、オンライン授業等に使用するタブレット端末や、校内無線LAN、大型提示装置を整備した。 児童・生徒の増加による校内無線LAN未整備教室の普通教室化に伴い、無線アクセスポイントの増設を行った。さらに、全市立小・中学校において、G I G Aスクールで使用するインターネット接続に係る回線のサービスの向上を図り、通信速度の環境を改善した。大型提示装置については、市立小・中学校15校に36台を導入し、新しい教室でもI C Tを活用した授業を実施できるような環境を整備した。 学習者用デジタル教科書については、国の実証事業に参加し、小学5年生から中学3年生を対象として「英語」、「算数・数学」を導入し、I C Tを活用した授業を実施できる環境を整備した。 G I G Aスクール推進教師において、令和5年度から全国学力・学習状況調査で国が導入したC B T（コンピュータ・ベースド・テスト）の研修を行った。 情報セキュリティに関する研修は、今年度も管理職と一般教員とでの職層別で実施することで、その職層に応じた理解啓発を行った。タブレットの入替については、国の基金（補助金）を有効活用できるように、国・都からの情報収集に努め、東京都G I G Aスクール推進協議会への参加や、タブレットの共同調達についての状況把握に努めたことで、タブレットの入替え（更新）を見据え、都の動向を確認した。	
課題と令和6年度の予定	学習者用デジタル教科書については、小学5年生から中学3年生を対象として「英語」と「算数・数学」を導入予定であることから、国の実証事業に参加する。 タブレットの入替えについては、故障等で修繕することができなかった一部の端末を先行リース導入することで、本格的更新に向けて着実に更新を進めると同時に、現在利用している端末の再使用又は再資源化を視野に入れた有効的活用の検討及び適切な処分の実施を検討する。 また、通信環境の調査、研究を行いながら、I C Tを効果的に活用する学習活動及びプログラミング教育等の充実を図ることや、家庭や地域と連携し、情報モラル教育の充実も図っていき、児童・生徒の学びを一体的に充実することで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。	

No.62	学校施設の適正規模・適正配置の検討	教育企画課
事業概要 (3-1-⑤)	全国的に少子化が進展する中で、西東京市の児童・生徒数は地域により偏りが出ている状況である。引き続き、児童・生徒数推計など様々な視点で学校施設の適正規模・適正配置の検討を行い、子どもたちにとってよりよい学校環境づくりを目指す。	
令和元年度から令和5年度までの取組	中原小学校及びひばりが丘中学校の建替工事を実施した。また、学校を取り巻く状況の変化に対応するため、児童・生徒数の推計等のデータに基づき、令和2年度に「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」の見直しを行った。 「西東京市学校施設個別施設計画」を策定する中で、ひばりが丘中学校跡地の活用、近接校の解消や複数校の一体整備などに関する今後の方向性を一定程度示した。	
課題と令和6年度の予定	「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今後の児童・生徒数や学級数の推移、国や東京都の動向、本市の財政状況などを踏まえ、地域ごとの状況に応じた学校施設の適正な在り方について検討を行う。 また、「西東京市学校施設個別施設計画」で示した適正規模・適正配置の取組に関する具体的な対応策の検討を進める。	
No.63	学校施設個別施設計画の策定	教育企画課
事業概要 (3-1-⑤)	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能及び性能を確保するために「学校施設個別施設計画」を策定する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	田無小学校の大規模改造や市立小・中学校体育館への空調整備を行った。 「西東京市学校施設個別施設計画」の背景や目的、学校施設の目指すべき姿、学校施設の老朽化状況などの整理を行い、令和2年度に「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」を見直した。 そして令和5年度に「西東京市学校施設個別施設計画」を策定し、今後の学校施設整備に関する基本的な考え方を定めた。具体的には、学校施設整備の基本的な方針として、老朽化対策、適正規模・適正配置の取組と学校施設の地域利用・複合化を掲げ、それを踏まえた学校施設の整備基準、建替えや設備改修等のスケジュールについて示した。 また、計画の策定と並行して、老朽化が進んだ体育館トイレの改修等に取り組み、教育環境の充実に努めた。	
課題と令和6年度の予定	「西東京市学校施設個別施設計画」に基づき、学校施設の建替えに向けては、田無第三中学校建替協議会で検討を進めるほか、保谷第一小学校で耐力度調査を実施する。 また、設備改修等についても、計画的にLED照明整備を進めるほか、マンホールトイレの全校整備の早期実現に向けて設計・工事を実施する。	
No.64	学校経営計画の活用	教育指導課
事業概要 (3-2-①)	学校ごとに作成した「学校経営計画」において、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題について、内部の評価だけでなく保護者等からのアンケート結果を踏まえた学校関係者による評価を行い、ホームページ等を通して市民への公表を積極的に進める。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の組織的な取組を支援していく。	
令和元年度から令和5年度までの取組	学校経営計画の項目を「教育目標」に加えて「教育理念及び教育目標」とし、どのような学校経営を行うのか校長の考えをより明確に記述できるようにした。GIGAスクール構想等、喫緊の教育課題への対応を盛り込んだ学校経営計画の策定を校長に依頼することで、より教育活動の充実を図った。 学校経営計画について、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題について、内部の評価だけでなく保護者等からのアンケート結果を踏まえた学校関係者による評価を行い、ホームページ等を通して市民への公表を積極的に進めた。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の組織的な取組を支援した。 教育活動の目標達成のための数値目標について、できるだけ具体的に検証可能な設定となるように校長への周知に努め、GIGAスクール構想やコミュニティ・スクール、「西東京ふるさと探究学習」等の喫緊の教育課題への対応について指導・助言を行った。	
課題と令和6年度の予定	学校経営計画について、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題について、内部の評価だけでなく保護者等からのアンケート結果を踏まえた学校関係者による評価を行い、ホームページ等を通して市民への公表を積極的に進める。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の組織的な取組を行う。	

No.65	カリキュラム・マネジメントの推進	教育指導課
事業概要 (3-2-①)	学校は、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、学校の教育活動の質的向上を図るためのカリキュラム・マネジメントを推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	カリキュラム・マネジメントの推進に取り組む研究指定校を指定し、児童に身に付けさせたい資質・能力を、計画的・効果的に達成させるために、教育活動を俯瞰したうえで、1つの目標に向けて学校全体が、地域が、そして教員一人ひとりが、常に教科等横断的な視点に立って取り組んできた。研究発表会の開催により、市内全校に研究成果を周知し、各学校においても地域人材を活用し、学校の教育活動の充実に向けて、各教科等のカリキュラム・マネジメントの実現を図った。 また、教育課程編成時にカリキュラム・マネジメントを踏まえた指導計画を作成し、各学校の実態に応じた取組を推進した。コミュニティ・スクール導入校においては、学校運営協議会における説明を行うなど、地域・保護者とともに目指すべき児童・生徒像の共有を図り、各学校の具体的な取組状況について、学校訪問等を通じて指導・助言を行った。	
課題と令和6年度の予定	コミュニティ・スクールとなった各学校の実態に応じたカリキュラム・マネジメントの推進について、学校運営協議会委員への説明を行い、社会に開かれた教育課程の編成を進める。各学校における取組状況について、学校訪問等を通して確認及び指導・助言を行う。	
No.66	地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実	教育指導課
事業概要 (3-2-①)	学校経営に関する情報を地域に公開し、学校に対する市民の評価や助言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるように、全市立小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を充実させていく。また、その中で学校評価における学校関係者評価を行い、市民に公表していく。また、学校評価についてはカリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう努める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	学校運営連絡協議会での教育活動の報告などを通して、学校経営に関する情報を公開した。学校評価をPDCAサイクルで活用し、地域人材の活用等も図りながら、学校の教育活動の充実を図るため、カリキュラム・マネジメントの実現を図った。コミュニティ・スクールの設置したことで、地域住民、保護者が学校経営へ参画した。 コミュニティ・スクールの充実・発展、拡充に向けて、学校と保護者、地域が協働して社会に開かれた教育課程の実現を図ることができるよう指導・助言を行った。また、令和6年度までに全市立小・中学校がコミュニティ・スクールの導入できるよう、未導入校への支援のほか、新たに設置したコミュニティ・スクール推進委員会を活用した課題の解決方法の提案などを通して、学校と地域との連携が円滑に進むよう指導・助言を行った。	
課題と令和6年度の予定	学校運営協議会での教育活動の報告などを通して、学校経営に関する情報を公開する。学校評価をPDCAサイクルで活用し、地域人材の活用等も図りながら、学校の教育活動を充実させ、一体的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る。 導入されたコミュニティ・スクールを活用して地域住民、保護者が学校経営に参画し、学校の教育活動の一層の充実を図る。	
No.67	教職員の経営参画意識の向上	教育指導課
事業概要 (3-2-①)	各学校において、校長の経営方針の下に、教職員が適切に役割を分担し、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	カリキュラム・マネジメントの3つの側面【教科等横断的な視点に立った単元配列表、PDCAサイクルの確立、人的・物的資源の活用】を意識した視点の取組を推進していく中で、1時間の授業が年間指導計画でどのように位置付けられているか、他教科とどのように関連付けられているか、より狙いに迫るために地域の人材をどのように活用するかなど、常に計画的に評価・改善をするカリキュラム・マネジメントにより、教職員が相互に連携しながら経営に参画した。	
課題と令和6年度の予定	社会に開かれた教育課程の編成に各学校が取り組むとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から校内の組織体制を整えていくことで、年間指導計画に位置付けられている1単位時間の授業や単元の指導において、地域人材等を活用し地域の中から教材を作るなど、教職員や地域が相互に連携し、教育活動の一層の充実を図ることができるよう指導・助言を行う。	
No.68	部活動の在り方	教育指導課
事業概要 (3-2-①)	部活動は学校生活を豊かにすることができる教育活動である。そのために、適切な運営のための体制の整備や合理的で効率的・効果的な活動推進のための取組、適切な休養日等の設定などについて取り組む。	
令和元年度から令和5年度までの取組	平成30年度に策定した、部活動のガイドラインに基づいた活動時間等の設定など、適切な部活動の運営を行い、市立中学校に「学校教育法施行規則」第78条の2に定める部活動指導員を配置した。ガイドラインに基づいた活動時間等を設定し、適切な部活動の運営を行うことで、顧問教員・生徒が部活動によって疲弊することのないよう指導した。 部活動指導員に対しては、東京都教育委員会が行っている研修会への参加を推奨し、資質の向上を図った。 また、市立中学校の管理職及び教員による、「部活動の在り方検討協議会」を発足し、部活動の在り方等について協議を進め、教員意見を得た。	
課題と令和6年度の予定	国や東京都の動向を踏まえ、地域の実情に応じた、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるため、「西東京市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会」を設置する。	

No.69	学校訪問監査	教育企画課、教育指導課
事業概要 (3-2-①)	教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録、また、予算執行に係る契約関係書類や備品登録台帳などについての監査を定期的に行い、服務や事務の執行管理などの適正化を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育企画課) 学校訪問監査は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて実施方法を工夫しながら可能な範囲で実施した。新型コロナウイルス感染症5類移行後は、効率的な監査の視点を取り入れながら効果的な監査を実施した。 (教育指導課) GIGAスクール構想、校内研究、人権教育にそれぞれ特化した学校訪問を継続し、適正な諸帳簿の監査を行うとともに教育課程の適正な管理を行い、その効果を確認しながら見直しや改善を図った。	
課題と令和6年度の予定	(教育企画課) 日頃の事務処理の中で課題となっている点を踏まえ、監査内容を検討し実施する。 (教育指導課) GIGAスクール構想、校内研究に特化した学校訪問を継続し、その効果を確認しながら見直しや改善を図る。	
No.70	学校における働き方改革の推進	教育指導課
事業概要 (3-2-②)	教員が子どもたちのために力を十分に発揮できる環境を整えるために、学校における働き方改革を推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	教職員の勤務状況の実態把握及び教職員自らの意識改革を促進するため、教職員の勤怠管理システムを導入した。 谷戸小学校及び明保中学校をパイロット校に指定し、市立小・中学校教員のタイムマネジメント力向上支援事業を実施した。本事業では、コンサルティング会社の支援を受けながら、学校が独自に改善テーマを設定し、学校マニュアル作成、校務分掌の改善、職員室等のレイアウト改善等を行うとともに、当該成果を全市立小・中学校に展開した。 また、統合型校務支援システムを導入し、校務負担軽減を図るとともに、学校特別非常勤講師や副校長業務支援員の配置を拡大し、より一層の人的支援を行い、各人的支援員の効果的な活用方法等の情報共有を行う等、学校における働き方改革の推進に向けた支援を行った。 さらに、副担任相当の業務を担う「学年教育アシスタント」を、学級数の多い小学校8校に配置することにより、教員の負担軽減及び授業の質の向上を図った。	
課題と令和6年度の予定	教職員の働き方改革における人的支援をより一層推進するため、「学年教育アシスタント」の配置校を全市立小学校18校に拡大し、大規模校は2人配置、計25人を配置することにより、教員の負担軽減及び授業の質の向上を図る。	
No.71	人的支援の推進	教育指導課
事業概要 (3-2-②)	教員が自らの専門性を発揮して、児童・生徒としっかり向き合える時間を確保するとともに、授業準備や研修等に時間を充て、その資質を高めることができるよう、専門家等の人的支援の推進を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	東京都の補助を受けて、教育の質的向上を図ることを目的に、各市立小学校に学校特別非常勤講師を配置した。 また、英語及び体育の専門家を学校特別非常勤講師として5校に配置することによって、児童にとって満足度が高い授業を行った。学校特別非常勤講師が授業を行うことで、担当教員がその他の授業準備等を行う時間として活用できる等、担当教員の負担軽減につながり、児童の授業満足度が高い等の報告を受けた。また、教員が部活動に充てていた時間を他の業務に取り組みめるよう部活動指導員を各市立中学校に配置した。 さらに、副担任相当の業務を担う「学年教育アシスタント」を、学級数の多い小学校8校に配置することにより、教員の負担軽減及び授業の質の向上を図った。	
課題と令和6年度の予定	「学年教育アシスタント」の配置校を全市立小学校18校に拡大し、大規模校は2人配置、計25人を配置することにより、教員の負担軽減及び授業の質の向上を図る。	

No.72	教職員の健康管理	教育指導課
事業概要 (3-2-②)	教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境を整えていく。健康診断やストレスチェックを実施するとともに、労働安全衛生管理体制の整備を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	教職員の健康診断を継続して実施した。また、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては、医師による面接指導を行う体制を整えた。さらに、全市立小・中学校において安全衛生推進者の配置を実施した。また、教職員のメンタルヘルス対策として、5校128人の教職員に対し出張相談を試行的に実施することによって、教職員のメンタルヘルスの状態を的確に把握し、病気休職の発生を未然に防ぐとともに、メンタルケアに関する意識を啓発した。	
課題と令和6年度の予定	労働安全衛生管理体制を整備するために、衛生管理者を学校に配置するための検討及び調整を行う。また、病気休職の発生を未然に防ぐために、市立小・中学校の全教職員に対して出張相談を実施する。	
No.73	学校給食費の公会計化	学務課
事業概要 (3-2-②)	教員の負担軽減及び給食材料の安定供給等を目的とした、給食費の公会計化を検討する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	他市への導入状況調査を行うとともに、会計システムの導入や庁内業務体制について調査を行った。また、先進自治体へのアンケート調査及びヒアリング、学校意見聴取等を実施した。	
課題と令和6年度の予定	令和7年度からの公会計化に向けて、検討部会を設置し、具体的な検討を進める。	
No.74	副校長の校務軽減	教育指導課
事業概要 (3-2-②)	副校長が担っている業務を整理し、本来の業務に専念できる時間を増やすことで、学校経営力の向上を目指す。また、そのために必要な環境を整備していく。	
令和元年度から令和5年度までの取組	副校長の事務的負担を軽減し、教職員の授業観察・指導等に専念できる時間を増やすことを目的として、東京都の補助を受けて、副校長業務支援員を副校長が2人体制の中原小学校以外の26校に配置した。 また、「学年教育アシスタント」を8校に配置するなど、学校の組織体制の充実を図ることによって、副校長の校務軽減を図った。	
課題と令和6年度の予定	副校長業務支援員を配置するとともに、「学年教育アシスタント」を全市立小学校18校に配置するなど、学校の組織体制の充実を図ることによって、副校長のさらなる校務軽減を図る。	
No.75	校務支援システムの充実	教育指導課
事業概要 (3-2-②)	教職員の校務負担の軽減や情報共有の推進を図り、学校における校務効率化の実現や教育の質を向上させることを目的として、統合型校務支援システム等の導入について検討する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	校務の効率化の実現においては、統合型校務支援システムを構築・導入し、効率的に事務処理を行うことができる環境を整えた。新任教諭への操作研修や養護教諭への研修、調査書研修等を実施し、よりスキルアップに努めたことで、教職員の校務負担の軽減を図った。 教職員の負担軽減、コストダウンの観点から、校務の情報化を積極的に進め、汎用のクラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行や会議のペーパーレス化等の必要があるため、まずは教育支援システムとの統合や教職員の勤怠管理システムとの統合などの現状把握を行った。 また、東京都の統合型校務支援システムの標準化、システムの標準化を目指した共同調達について、東京都や他区市との情報交換を行い、東京都の統合型校務支援システムの標準化の動向の共有化を図った。	
課題と令和6年度の予定	東京都の統合型校務支援システムの標準化についての動向を確認しながら、状況に応じて、令和8年度更新を迎える校務支援システムの充実を図る。	

No.76	放課後子供教室	社会教育課、図書館
事業概要 (3-3-①)	放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動等ができる場として、地域の協力を得て放課後子供教室の充実を図るとともに、運営体制についての検討も行う。 また、放課後子供教室に、図書館職員が参加し、子どもたちと本との出会いの場を設定する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(社会教育課) 各市立小学校の学校施設開放運営協議会に委託し、校庭や体育館を開放する遊び場の提供のほか、様々な体験や学習活動の機会提供を実施した。 (図書館) 図書館職員が参加する際の役割や実施内容について、社会教育課と協議・検討し、放課後子供教室でおはなし会を実施した。 また、田無小学校及び芝久保小学校では武蔵野大学の学生が2名ずつボランティアとして参加した。学生ボランティアは幼児教育や絵本について学んでいる大学生が参加しており、実地での多世代交流の場となり、参加した学生から「よい経験になった」との声が聞かれた。	
課題と令和6年度の予定	(社会教育課) 保護者の就労状況に関わらず、児童の放課後の居場所の選択肢、活動内容の幅を広げるため、関係部署との連携を進める。また、学童クラブとの連携について、市立小学校施設開放運営協議会との協議が進むよう、取組の方向性を検討する。 (図書館) 社会教育課及び各学校の放課後子供教室を運営している団体と連携を進め、放課後子供教室でおはなし会を実施する。 また、武蔵野大学の学生もボランティアとして参加を予定している。	
No.77	地域学校協働本部の研究	社会教育課、教育指導課
事業概要 (3-3-①)	幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）を推進する体制である「地域学校協働本部」の設置に向けて、調査・研究を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	地域学校協働活動を開始し、令和4年度時点で小学校3校、中学校4校にて実施した。活動に際しては、既存の組織やボランティアとともに緩やかなネットワークを形成し、「学校応援団」（地域学校協働本部）としての体制づくりを構築した。けやき小学校においては飼育動物の世話、明保中学校では昇降口のペンキ塗り、田無第二中学校においては夏の補習教室を実施した。今まで学校と接点の少なかった市民の参加があった。 令和5年度は、16校のコミュニティ・スクールでそれぞれの地域との協働活動を推進した。また、コミュニティ・スクール推進委員会等を通して、各学校の地域との連携の在り方などについて情報共有を行い、全市立小・中学校で「西東京ふるさと探究学習」等を実施した。 地域学校協働活動事業については、コミュニティ・スクール設置校で特色ある活動を展開した。	
課題と令和6年度の予定	(社会教育課) 地域学校協働活動について、全市立小・中学校への取組を拡大する。既存の組織や学校を拠点とする団体を中心として「学校応援団」を形成し、活動の幅を広げていくことで今まで以上に学校と地域が連携・協働できる取組を進める。 (教育指導課) 全市立小・中学校にて、コミュニティ・スクールを実施し、それぞれの地域との協働活動を推進する。住んでいる地域の良さ等を知ったり、地域のこれからについて考えたりする「西東京ふるさと探究学習」等を通して、地域と連携した学習活動を展開するように指導・助言する。	

No.78	各種機関・組織等との連携	教育企画課、教育指導課、教育支援課、社会教育課、公民館、図書館
事業概要 (3-3-①)	市内及び近隣地域の各種機関・組織等との協働事業をはじめ、学校がそれぞれの地域に存在する各種機関・組織等と連携しながら学校づくりを進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育企画課) 多摩六都科学館主催で東大田無演習林の観察会を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は代替プログラムの実験ショーを実施し、令和3年度は中止となった。令和4年度は観察会を実施し、市立小学校の児童が参加した。 令和5年度は、同館と連携し、学習活動の機会提供事業として、放課後子供教室で実験教室等を行った。 (教育指導課) PTAやおやじの会、企業等と連携した教育活動を展開した。また、コミュニティ・スクールとして学校が地域と協働し、学校の課題解決に向けた活動ができるよう助言を行った。 (教育支援課) 教育相談やスクールソーシャルワーク等において、児童・生徒の状況等に応じて医療や福祉機関につなげるなど、関係機関と連携して支援を行った。 (社会教育課・公民館・図書館) 令和3年度から、専門職員や地域で活動する団体や個人が講師となり、学校で先生と一緒に授業を行う「まちなか先生」を開始した。 地域全体で子どもたちの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指して、市の専門職員である学芸員などが講師役として教員と一緒に授業（講座）を行った。 (図書館) 「まちなか先生」として、市立小・中学校11校へ計33回司書の派遣を行い、授業を行ったほか、全市立中学校の「職場体験」の受入を再開した。また、継続事業として、市内団体への団体貸出、市立小・中学校、児童館、学童クラブと乳幼児施設へ年2回の除籍資料の配布、市立小・中学校児童・生徒への「夏休みすいせん図書」の配布及び「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」の提供、高校生向けの「職場体験」の実施を行った。	
課題と令和6年度の予定	(教育企画課) 市内大学等の関係機関と連携した取組を進める。 (教育指導課) コミュニティ・スクールとして学校が地域と協働し、学校の課題解決に向けた活動ができるよう助言を継続する。 (教育支援課) 医療や福祉などの関係機関と連携し、児童・生徒等の支援を進める。 (社会教育課・公民館・図書館) 「まちなか先生」事業の一つの目的は地域団体・地域人材と学校の橋渡しであるので、地域団体・地域人材を講師とする講座については、定期的に内容を更新していくことが課題である。そこで、4年目を迎える令和6年度は、平和講座及び防災講座の講師を変更して実施する。また、地域を知る講座として、小学生対象のカルタ講座に加え、新たに中学生対象の郷土講座を実施する。 また、国史跡下野谷遺跡をはじめとした地域資源の教材利用として、国や東京都の補助事業を活用しつつ、計画的な整備を行い、今後の史跡整備、維持及び管理にあたって、地域住民の方への丁寧な周知を行う必要がある。 丁寧に学校と連絡・調整を図りながら、児童・生徒の学習ニーズに合った柔軟な対応が可能となるよう内容を充実し、計画的に実施する。 (図書館) 「まちなか先生」、団体貸出、除籍資料の配布等を実施し、連携を進める。	

No.79	コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究	教育企画課、教育指導課、社会教育課
事業概要 (3-3-①)	学校が目指す教育ビジョンを地域や保護者と共有しながら実現させるために、コミュニティ・スクールやPTA等との連携の在り方等、学校と保護者・地域との協働に関する研究を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(教育企画課・教育指導課・社会教育課) コミュニティ・スクールについては、令和元年度から令和3年度まで庁内の検討委員会による検討を進め、令和3年度に規則を整備し、小学校1校、中学校1校にモデル校として設置した。学校現場がスムーズに学校運営協議会の設置や地域学校協働活動を実施していけるようにマニュアルの整備や制度の説明会の実施、モデル校の取組の説明など学校への助言を行った。令和4年度は、小学校2校、中学校3校、令和5年度に、新たに小学校8校、中学校1校にコミュニティ・スクールを導入した。 地域学校協働活動については、モデル校での学校運営協議会での熟議を踏まえ、様々な取組を実施し、その中には、学校の課題の解消とともに地域のやりがいや満足につながる事例もあった。また、他の自治体より講師を招いて地域学校協働活動推進員向けに研修会を実施した。	
課題と令和6年度の予定	(教育指導課) 導入していない市立小・中学校でコミュニティ・スクールを導入する。 (社会教育課) 地域コーディネーター向けの研修会を通じ、各学校で特色ある活動ができるよう支援を実施する。	
No.80	副籍制度の推進	教育指導課
事業概要 (3-3-①)	市内居住の特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、学校行事等への参加による直接的な交流や、学校だよりの交換などによる間接的な交流を行うことで、地域とのつながりを継続し、児童・生徒間の交流を深めていけるよう、学校から積極的に副籍制度による交流の実施を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策中は、学校・学年だよりの配布等を通じた間接的な交流を継続して行った。令和4年度には、副籍制度の事務手引きを作成し、学校管理職に周知するとともに、教育支援コーディネーター連絡会で教員へ周知を行った。また、都立特別支援学校が主催する交流報告会に積極的に参加し、特別支援学校との連携強化に努めた。 都立特別支援学校の主幹教諭を講師に招いて、教育支援コーディネーター連絡会において「副籍交流のあり方について」をテーマに講義を実施した。市立小・中学校で行われた直接交流の様子を視察し、「西東京の教育」にて周知を行い、副籍交流を希望していない方に対しても周知し、理解啓発に努めた。	
課題と令和6年度の予定	都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、教員を対象とした副籍交流についての研修・講義を実施する。副籍交流希望者を増やすための取組として、直接交流の様子を広報で伝える等の方法を検討する。	
No.81	登下校の安全対策	学務課、教育指導課
事業概要 (3-3-②)	関係機関、保護者や地域等と連携・協力を図りながら、通学路の安全点検等を行うとともに、登下校時の見守り体制の整備に取り組む。また、防犯ブザーの配布や通学路に設置している防犯カメラの位置の周知などを行うとともに、地域安全マップの作成などの安全教育を推進することにより、子どもたち自らが危険を回避することができるよう、安全対策のより一層の充実に努める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(学務課) 毎年の通学路合同点検等を通して、学校・地域・保護者・関係機関等と協力・連携し、通学路の安全確保に取り組んだ。また、交通擁護員による見守りを通して、登下校時の安全確保と児童の交通マナーの指導と啓発を行った。 防犯カメラについて、令和2年度に中学校登下校区域に9台と周知用看板を新たに設置したことで、これまでの設置台数と合わせて合計99台となった。防犯カメラの設置を周知する看板等を増設し、防犯面における安全対策の向上を図るとともに設置した防犯カメラの維持管理を行い、安全体制の維持を継続した。 (教育指導課) 地域安全マップを作成し、通学路等の危険箇所を子どもたち同士で共有して認識することで、登下校時の安全に対する意識を醸成した。また、「安全教育プログラム」に基づいて、学校で安全指導を行い、子どもたちが自分の身を守るための資質・能力を高めた。	
課題と令和6年度の予定	(学務課) 交通擁護員の高齢化等により、業務体制の確保が難しくなっているため、新たな見守り体制の構築を検討する。 通学路点検及び防犯カメラの維持管理を実施し、登下校の安全確保を図る。 (教育指導課) 地域安全マップを作成し、通学路等の危険箇所を子どもたち同士で共有して認識することで、登下校時の安全に対する意識を醸成する。また、「安全教育プログラム」に基づいて、学校で安全指導を行い、子どもたちが自分の身を守るための資質・能力を高める。	

No.82	地域ぐるみの学校安全体制づくり	教育企画課、教育指導課
事業概要 (3-3-②)	小学校では、児童が安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら、安全管理に関する取組を行っている。そのため、学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員（スクールガード・リーダー）を各市立小学校に派遣し、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と関係機関・団体等が連携した安全管理の在り方について協議し、学校の安全管理に関する取組の充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	（教育企画課） 児童の登下校時における安全を確保するため、コミュニティ・スクールを設置した学校の一部に、見守り活動に必要な用品等の購入費を学校に配当し、見守り活動の充実を図った。 （教育指導課） 地域人材を活用して地域安全巡回指導員（スクールガード・リーダー）を委嘱し、各市立小学校において安全管理体制の点検を行うとともに、学校と関係機関・団体等が連携した安全管理の在り方について協議し、安全教育への助言を行った。また、各小学校において学校安全連絡会を開催し、スクールガード・リーダーも参加することで、学校における安全管理体制や学校と関係機関・団体等が連携した安全管理に関する取組の充実を図った。	
課題と令和6年度の予定	（教育企画課） 児童の登下校時における安全を確保するため、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動をはじめとした地域との連携による見守り活動をより充実させる必要があるため、継続して実施する。 （教育指導課） 学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員（スクールガード・リーダー）を各市立小学校に派遣し、学校の安全管理体制の点検を行い、学校と関係機関・団体等が連携した安全管理の在り方について協議し、学校の安全管理に関する取組の充実を図る。	
No.83	地域連携の推進	公民館
事業概要 (3-4-①)	地域全体で、子育て・親育ちなど家庭での教育力の向上を支えるため、地域の協力者との連携を促進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	地域の大人たちが、子どもの育ちや子どもをめぐる課題等について考える「子どもの課題を考える講座」（ひばりが丘公民館）及び「現代的課題を考える講座」（保谷駅前公民館）を継続的に実施した。この講座から市民団体「不登校情報ネットワーク ハートライン ひばり」（現「西東京市不登校情報ネットワーク ハートライン」にしよう）が発足し、令和2年度以降、「子どもの課題を考える講座」を共催で実施した。また、「社会問題講座」（保谷駅前公民館）を「I P P O」「でこぼこ」「つくし」と共催で実施した。 「学齢期の子どもがいる人のための講座」（柳沢公民館）では、地域で長く子育て支援の活動を行っている市民を講師に招き、参加者をつなげた。 また、公民館で活動する団体と共催で、子どもを対象とした「陶芸体験教室 湯のみをつくろう」（柳沢公民館）、子どもと親子それぞれを対象とした「藍のたたき染めに挑戦！」（柳沢公民館）を実施し、子どもたちが地域の大人と交流する機会となった。	
課題と令和6年度の予定	専門職員や地域で活動する個人が講師となり、学校で先生と一緒に授業を行う「まちなか先生」事業を実施する。	
No.84	多世代が参加できる事業の提供	公民館
事業概要 (3-4-①)	地域の教育力向上のため、世代を超えた多様な市民がともに学び交流する事業を推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	公民館や地域で活動する団体・個人が実行委員会を組織し、日常の活動の成果を発表する公民館まつり等の地域交流事業は、多世代が交流する機会となっている。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度は1事業、令和2年度は5事業を中止したが、令和3年度はコロナ禍に対応した形態で4事業、令和4年度は5事業を実施し、多世代の交流の場となった。 令和5年度は、実行委員会方式で実施する公民館まつり等の地域交流事業を5事業実施し、多世代が交流する機会を提供するとともに、新たに多世代が交流しながら語り合う「SDGsロビーフェスタ田無」（田無公民館）を実施した。 また、公民館で活動する団体と共催で、子どもを対象に「陶芸体験教室 湯のみをつくろう」「藍のたたき染めに挑戦！」（柳沢公民館）を実施し、子どもたちが地域の大人と交流する機会とした。	
課題と令和6年度の予定	地域交流事業や公民館で活動する団体と共催で、子どもたちが地域の大人と交流する事業を実施する。	

No.85	地域における子育て支援環境づくり	社会教育課、公民館
事業概要 (3-4-①)	子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域に育まれるよう、子育て期の市民だけではなく、世代を超えて市民がともに学び、交流する視点を持った事業の充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(社会教育課) 各市立小学校施設開放運営協議会に放課後子供教室を委託し、校庭開放や様々な体験や学習活動の機会を提供する事業を実施した。 また、地域の人材を活用し、市立小学校を拠点として地域住民の生涯学習活動の展開を促進するために地域生涯学習事業を実施した。 (公民館) 実行委員会方式で実施する公民館まつり等の地域交流事業を5事業実施し、多世代が交流する機会を提供するとともに、新たに多世代が交流しながら語り合う「SDGs ロビーフェスタ田無」(田無公民館)を実施した。 また、公民館で活動する団体と共催で、子どもを対象に「陶芸体験教室 湯のみをつくろう」・「藍のたたき染めに挑戦!」(柳沢公民館)を実施し、子どもたちが地域の大人と交流する機会となった。	
課題と令和6年度の予定	(社会教育課) 放課後子供教室においては、学習活動の機会提供の継続的な実施に向け、各市立小学校施設開放運営協議会の運営サポートを実施する。 地域生涯学習事業については、幅広い世代の地域住民に生涯学習の機会を提供できるよう努める。 (公民館) 地域交流事業等、多世代が交流できる事業を実施する。	
No.86	子育てに関する学習機会の充実	公民館、図書館
事業概要 (3-4-①)	親と子が、ともに成長できる講座や学習支援保育を必要とするサークルへの学びの機会を提供することで、地域とのつながりを深められるよう継続的な支援に努める。また、ブックスタート事業により、絵本を通して親と子の心の通じ合い、啓発に努める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(公民館) 働いている保護者も参加できる日程で親子が交流しながら一緒に学ぶ講座を実施した。また、全館で分担して乳幼児期から思春期まで、子どもの成長に応じた保護者向けの講座を実施した。保育付き講座から市民グループが発足した場合もあり、育児期の女性が地域でつながりを形成する機会となった。さらに、市民グループに対する学習支援保育は、親も子ども地域の仲間と関わりながら育つことの支援につながった。 (図書館) 3～4か月児健康診査会場での絵本のプレゼントやブックリスト掲載絵本の展示などの実施はコロナ禍により中止となったが、代替の事業として絵本プレゼント券を郵送し、図書館カウンターでの受け取り又は自宅への郵送を行うことで、親と子のスキンシップの一つとして絵本を手にももらえるよう取り組んだ。また、令和5年度から保育園・児童館を会場におはなし会を実施する中で対象者へ絵本を配布した。 3歳児フォロー事業として、3歳児健康診査日に実施していた「スペシャルおはなし会」は、令和3年度から「えほんだいすきおはなし会」として開始し、令和4年度以降も継続実施している。 また、令和5年度は絵本と子育て事業開始年度の絵本配布対象者が二十歳になるため、「二十歳のつどい」会場で当時の絵本と子育て事業で配布した絵本に関するパネルを設置し、参加者にアンケートを行った。 また、絵本と子育て事業20周年記念講演会の会場展示、後日全館での巡回展示として、「二十歳のつどい」会場で行ったアンケート結果と絵本と子育て事業開始当時に配布した絵本、記念講演会にて講師が紹介した本等を展示し、参加者9名に、読書体験、絵本と子育て事業で配布した絵本や図書館の思い出等についてインタビューし、図書館だよりと図書館ホームページに掲載した。	
課題と令和6年度の予定	(公民館) 子の成長に応じた子育てに関する講座を実施する。社会的に孤立しがちな育児期の親子を対象に学習支援保育を実施する。 (図書館) 絵本と子育て事業は、4月から3～4か月児健康診査会場での実施再開を予定している。検診会場で対象者に絵本を配布し、対面で読み聞かせについての説明や実演、図書館の案内等を行う。 妊娠中の方、家族の方、これから赤ちゃんを迎える方を対象に「ファミリー応援事業」(マタニティブックスタート)として読み聞かせ講座を実施する。	

No.87	生涯学習行政のネットワーク化	社会教育課
事業概要 (4-1-①)	「西東京市生涯学習推進指針」に基づき、それぞれの行政課題に沿った普及啓発事業のほか、生活課題、地域課題等に対応するための学習機会等を提供する部署をネットワーク化し、生涯学習の推進を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	「西東京市生涯学習推進指針」の基本理念、方向性に基づき、社会教育施設である公民館及び図書館を中心に生涯学習に関する情報共有を行った。 また、社会教育課、図書館、公民館の学習プログラムを取りまとめ、学校の体験学習を通して児童・生徒へ提供し、人材情報登録者の学習成果を還元する機会となった。 令和5年度に「西東京市生涯学習推進指針」の見直しを実施し、「循環型の地域学習社会」の実現に向けた参画と協働の仕組みづくりの推進について整理を行った。	
課題と令和6年度の予定	地域や社会の持続的な発展や「循環型の地域学習社会」の実現に向け、市民の学習ニーズや地域課題の把握に努め、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供できるように、学習機会等を提供する部署が連携できる仕組みづくりを検討する。	
No.88	地域の関係機関・団体との連携・協働	公民館
事業概要 (4-1-①)	市民の地域課題解決の取組を支援し、社会の変化に対応した多様な学習機会を提供するために、地域の関係機関・団体との連携・協働による公民館事業の実施に努める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	インクルーシブ、多文化共生、防災、不登校等の地域課題を中心に、市民団体等と共催の事業や子どもを対象としたものづくりの講座、地域交流事業等を実施した。また、地域包括支援センターと連携して、高齢者が多世代と交流する居場所「みんなおいでよ 芝久保交流会」を運営した。	
課題と令和6年度の予定	市民団体等と共催で事業を行うほか、地域包括支援センターと連携した事業「芝久保交流会」を実施する。	
No.89	生涯学習情報を提供する体制の整備	社会教育課、公民館、図書館
事業概要 (4-1-②)	生涯学習情報に対する市民のニーズに応えられるよう、幅広く生涯学習に関する情報を提供する体制の整備を進めるとともに、個人で使える学習スペースの空き状況の情報提供ができる方法について検討する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(社会教育課) 市民の生涯学習を支援するため、知識や技術等を持つ方の情報を、市ホームページなどを活用して提供に努めた。 (公民館) 毎月発行する公民館だよりにより主催事業のほか、市民団体の会員募集や催し物案内等の情報を掲載し、生涯学習に関する情報を提供した。また、提出があったサークルの活動紹介をつづった「サークル紹介ファイル」を全館に設置した。 (図書館) 年4回発行の図書館だよりや図書館ホームページにて、図書館情報及び生涯学習に関する情報を提供した。また、保谷駅前図書館学習室の空き状況については、図書館受付カウンターにて表示した。図書館だよりは紙面や編集体制について見直しを図り、作業の効率化と、図書館未利用者にも興味を持たれる紙面レイアウト、記事内容の作成に努めた。	
課題と令和6年度の予定	(社会教育課) 登録された方について、個人情報に留意しながらも、情報の活用方法について検討し、学習者にとって有用性の高い情報となるよう、情報の整備に努める。 (公民館) 生涯学習情報の提供や市民の交流に掲示板を活用することを検討する。 (図書館) 広報クリニックを活用し、効果的な生涯学習情報の発信方法を検討する。	

No.90	図書館イベント情報の提供	図書館
事業概要 (4-1-②)	生涯学習情報を提供する体制の整備の中で、図書館全館で行われるイベント情報の提供を行う。西東京市ホームページや図書館ホームページなど複数の媒体の活用を検討する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	市報・市ホームページ・市SNS媒体及び図書館ホームページを活用し、イベント情報を周知したほか、イベントの特性に応じて市内教育施設への周知を図った。 近隣自治体の情報を集めたWEBサイト（たまろくナビ）への掲載のほか、市内大学との協働事業では、大学が持つSNSやホームページの活用や地元メディアによってイベント情報の周知を行った。 また、イベントのうち講演などのアーカイブをYouTubeで公開し、教育機関に周知することで、当日参加ができない場合でもイベント内容を体験できる取組を行った。	
課題と令和6年度の予定	市報・市SNS・図書館ホームページを中心に、イベント情報の提供に努める。 MUG Park等、市内施設への広報物の設置を行う。 令和5年度に実施した利用者アンケート等の結果を踏まえ、図書館ホームページのリニューアルに向けて取り組む。 広報クリニックを活用し、効果的な生涯学習情報の発信方法を検討する。	
No.91	高齢者の生きがいや交流につながる学習機会	公民館
事業概要 (4-1-③)	生きがいにつながる趣味、文化などの多様な学習や交流により、地域社会の一員として地域づくりに関わる機会を提供する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	防災、農業、環境、地域づくり等の地域課題を取り上げた講座には高齢者の参加もあり、地域活動のきっかけとなった。 高齢者対象講座、高齢者の課題を考える講座のほか、高齢者の参加を想定した趣味講座や教養講座を実施し、趣味講座については、仲間づくりを意識した講座の運営を行った結果、自主サークルが3つ発足した。その後、自主サークルは、高齢者が他の世代と交流しながら趣味の活動を行う地域の居場所として機能した。 芝久保公民館では、高齢者の課題を考える講座終了後、参加者の要望に応じて継続して交流し、地域活動への参加を支援するため、新たな事業として、多世代が交流する居場所「みんなおいでよ芝久保交流会」を始めた。	
課題と令和6年度の予定	後期高齢者が多世代と交流し、地域とつながる居場所として「芝久保交流会」を実施する。また、デジタルデバイドの解消を目的に、スマートフォンの操作を学ぶ講座を実施する。	
No.92	地域との協働事業	公民館
事業概要 (4-1-③)	地域で様々な活動をしている団体が、活動を通して積極的に関わりが持てる環境や関係づくりを推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	公民館まつり等、実行委員会方式で実施する地域交流事業の実施のほか、3館が実施したサークル見学体験会の打合せ会や説明会及び報告会、公民館市民企画事業実施団体が行う報告会が、公民館や地域で活動する団体が交流する機会となった。また、公民館で活動する団体と共催で9事業を実施した。	
課題と令和6年度の予定	実行委員会方式の地域交流事業、サークル見学体験会を実施し、公民館や地域で活動する団体が交流する機会を提供する。	
No.93	学びの活動の循環の形成	公民館
事業概要 (4-1-③)	活動成果を地域に還元することで、地域活動団体相互の新たな関係を生み出し、市民主体の地域づくりの支援を推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	総合計画や教育計画等を踏まえた事業を計画・継続実施し、学びの活動の循環の一つとして、団体が自らの学習・文化活動の成果を発表する催しを実行委員会を組織して企画・運営し、地域住民が文化活動に触れ、互いに交流する機会を提供する公民館まつり等の地域交流事業や地域で活動する団体や個人を講師とする事業を実施した。 また、地域で活動する団体・個人を講師とする事業や公民館で活動する団体が企画した事業を公民館が一定の審査のうえ、講師料を負担して団体と公民館の共催事業として実施する公民館市民企画事業を実施した。 地域防災講座参加者が企画・運営する「BOSA Iカフェ」、実行委員会を組織してボッチャ大会を企画、開催する「インクルーシブな社会をめざす講座」、前年度の講座参加者が「西東京市こども条例すごろく」を製作する「人権講座」を実施し、講座の学びを実践につなげようとする市民の支援を行った。	
課題と令和6年度の予定	活動成果を地域に還元する学びの場と実践の場を関連付けた事業を実施する。	

No.94	障害のある人とともに学べる事業	公民館
事業概要 (4-2-①)	障害のある人となない人がともに学び、コミュニケーションを通し相互に理解を深められる学習機会の充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	障害の有無に関わらず、ともに参加し、楽しむ事業「イスにすわって！ やぎさわディスコ」や障害のある人と関わりながら共生社会の実現を考える「インクルーシブな社会をめざす講座」を継続的に実施し、障害のある人となない人が一緒にボッチャを楽しむ自主サークルが発足した。障害者学級「くるみ学級」、「あめんぼ青年教室」は地域交流事業に参加し、市民と交流する機会となった。	
課題と令和6年度の予定	障害の有無を問わず、ともに参加し、楽しむ事業を行うとともに、障害者学級において、公民館で活動する団体との交流の機会を設ける。	
No.95	誰でも学べる学習機会の提供	公民館
事業概要 (4-2-①)	すべての市民が、学びたい時に学べる機会や環境を整備し、提供する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	子どもから高齢者までのライフステージに応じた講座や、障害者、外国人、困難を抱える人など社会的に制約を受けやすい人を対象とした講座を全館で分担して実施した。また、オンラインを活用した事業にも取り組み、受講方法の幅を広げた。 オンラインを活用した事業に、対面とオンラインのハイブリッド型で実施した20代から40代までの就労世代を対象としたライフデザイン講座と不登校を取り上げた子どもの課題を考える講座がある。前者の講座は参加者58人中40人がオンライン参加で、20代～40代が全体の43%、50代が43%と、今まで公民館主催事業への参加が少なかった世代が多数参加した。後者の講座には当事者がオンラインで参加した。	
課題と令和6年度の予定	ライフステージに応じた事業や、障害者、外国人など社会的に制約を受けやすい方に向けた事業やオンライン参加の可能な事業等を実施する。	
No.96	多文化を理解する事業	公民館
事業概要 (4-2-①)	文化、言語、習慣などの違いを理解し、社会の一員として互いを尊重しあいながら、ともに生きる社会の実現を目指す事業を提供する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	多文化共生をテーマとした講座を継続的に実施した。また、市民ボランティアによって運営されている市内の他の日本語教室に通うことが難しい育児期の女性を対象とした保育付き日本語講座を継続して実施した。受講者が出身国（民族）の文化等を紹介するヤギフェスでの展示は、市民の多文化共生の理解につながった。	
課題と令和6年度の予定	子育て中の外国人女性のための日本語講座、多文化共生講座を実施する。	
No.97	多文化サービス	図書館
事業概要 (4-2-①)	日本語以外の言語を母国語とする人たちの図書館利用を促すため、多言語資料の充実を図るとともに、PRを継続する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	市内で活動している日本語ボランティア教室アンケートを実施し、図書館へのニーズを把握したうえで多文化コーナーを一部の図書館に設置し、主に多言語資料や日本語学習資料を配置した。多文化理解を深めるため、多様な言語でおはなし会や講座を実施するとともに、日本語、英語、韓国語、中国語、ネパール語の絵本と遊びや文化を紹介した。 「やさしい日本語で中央図書館の館内を案内する動画」を図書館ホームページで配信した結果、370回程度の視聴があった。 多文化講座「アラビア書道ワークショップ」を実施し、関連する図書を紹介するなど、世代にかかわらず多文化理解を喚起するためのイベントを実施した。	
課題と令和6年度の予定	日本語を母語としない人が利用しやすい図書館を目指す取組として、市内日本語ボランティア教室への図書館利用に関するアンケートの実施や先進的な事例を行っている自治体等を視察する。図書館資料等を用いて多文化理解につながる事業を実施する。	

No.98	図書館におけるハンディキャップサービスの充実	図書館
事業概要 (4-2-①)	音訳者の育成及び資質向上のため、養成講座や研修を充実させる。「国立国会図書館視覚障害者等用データの収集および送信サービス」に参加し、全国の図書館で利用されるよう、資料提供を継続する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	新規音訳者育成のための養成講座（隔年で初級講座と中級講座）や活動中の音訳者に向けたレベルアップ研修を実施し、継続した音訳者の数・質の確保と、利用者への資料提供を実施した。 また、西東京市図書館で作成したデイジー図書の情報を国立国会図書館へ提供し、全国の図書館等において広く利用された。	
課題と令和6年度の予定	ひばりが丘図書館等にハンディキャップサービス関連資料の展示コーナーを設置し、サービスの周知や資料が手に取りやすくなるような工夫をする。 音訳サービスの維持のため、新規音訳者（12期生）の養成講座や活動中の音訳者のためのレベルアップ研修を実施する。 宅配協力員（ボランティア）と協力し、宅配サービスを維持する。	
No.99	子育て世代への学習機会の提供	公民館
事業概要 (4-2-②)	親と子がともに成長できる、学びの機会を提供し、地域とのつながりを深められるよう継続的に支援する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	保育付き講座や子育てに関する講座、親子で参加できる事業等、子育て世代が参加可能な事業を実施し、講座終了後に学習内容や活動を市民に開き、地域を豊かにしていく社会的視点を持った自主グループが複数発足した。自主グループに対しては、学習支援保育を実施することにより、親も子も、継続的に仲間と関わりながら活動できるよう支援した。 柳沢公民館と芝久保公民館の保育付き連続講座では、受講者が配偶者と一緒に参加できるように、それぞれ2回、日曜日に保育を付けて講座を実施し、夫婦が一緒に学ぶ機会となった。	
課題と令和6年度の予定	学習支援保育を行うことを通して、子育て世代が、親として、一人の人間として、学ぶ機会を提供する。	
No.100	長寿化を踏まえた学習機会の提供	公民館
事業概要 (4-2-②)	人生100年時代を健康に生き抜くために必要な学習の機会や支援を関係部署との連携を踏まえ提供する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	子どもから高齢者対象まで、ライフステージに応じた事業を実施した。今まで取組が少なかった20～50代の勤労層を対象とした事業をオンラインを活用して実施し、40～50代や男性が多く参加した。 柳沢公民館と芝久保公民館の保育付き連続講座において、受講者が配偶者と一緒に参加できるように、それぞれ2回、日曜日に保育を付けて講座を実施することで、日頃、公民館を利用することがない就労世代の男性が公民館主催事業に参加する機会となった。	
課題と令和6年度の予定	ライフステージに応じた事業を実施する。	
No.101	多世代で学ぶ学習機会の提供	公民館
事業概要 (4-2-②)	多世代がともに学ぶことで、地域の中で相互に知り合う機会となり、地域の安全・安心にもつながることを踏まえ、ともに学ぶ機会を提供する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	多世代が参加し交流する公民館まつり等の地域交流事業のほか、多世代交流を課題とした講座を実施した。また、地域交流事業に加えて、公民館で活動する団体が講師を務めるものづくりの講座を実施したことで、子どもから高齢者までの幅広い世代が交流する機会となった。	
課題と令和6年度の予定	公民館で活動する団体等と連携して、世代を超えた多様な市民が交流できる事業を実施する。	
No.102	図書館における高齢者サービス	図書館
事業概要 (4-2-②)	読書が困難になった方々の読書支援を行うため、大活字資料、宅配サービス等のサービスの充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	大活字資料の利用状況を踏まえ、購入検討を行った。また、谷戸図書館の書庫などにあった大活字本をひばりが丘図書館の旧原爆小文庫書架（一般開架）に移管するなど、複数館の間で大活字本の入替えを行い、蔵書構成の活性化を図り、利用者へ資料を知ってもらう機会を設けた。 宅配サービスについて、ホームページや市報、はなバス社内広告への掲載等のPRに力を入れた結果、利用数と宅配協力員（ボランティア）の登録数が増加した。 また、宅配協力員と協力しながらサービスの提供体制の維持に努め、市内全域に広く分布する利用者に滞りなくサービスを提供した。	
課題と令和6年度の予定	大活字資料の収集を継続し、大活字本コーナーを充実させる。 また、宅配サービスについても継続してPRをし、高齢者の利用の拡大に努める。	

No.103	高齢者の生きがいや交流につながる機会の情報提供	図書館
事業概要 (4-2-②)	地域性を考慮した最新資料・情報の提供に努め、シニア支援コーナーの充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	市のシニアボランティアに向けてアンケートを実施し、日常生活における興味・関心や情報収集の方法、図書館の利用頻度、図書館への要望等について意見を集め、それをもとに既存の分類や蔵書構成の見直し、書架の整理、レイアウト変更を行い、コーナー名を「シニア支援コーナー」から「シニアコーナー」に変更した。また、PR用のしおりを作成し、図書館以外で高齢者支援課を通じて配布した。 高齢者支援課と協力し「認知症サポーター養成講座」を実施し、講座の内容に加え、認知症に関する書籍及びシニアコーナーの紹介を行ったことで、シニアコーナーの本を見ながら、参加者自身が介護経験や現在の悩みを話し合う機会を設けた。 「認知症月間」に、高齢者支援課と共催で、資料展示「認知症を知ろう」を全6館で実施し、「認知症ガイドブック」や「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」、地域包括支援センターのパンフレット等を館内で配布した。	
課題と令和6年度の予定	シニアコーナーに置く資料や配布物の充実を図るとともに、令和6年度も9月に高齢者支援課との共催展示を実施する。	
No.104	市民活動団体への支援、相談	公民館
事業概要 (4-3-①)	公民館や他施設を拠点として活動する市民団体に対し、活動支援や相談を積極的に行うことで、新たな地域コミュニティの形成につなげる。	
令和元年度から令和5年度までの取組	市民団体の日頃の活動の成果を発表する機会としての地域交流事業、公民館が講師料を負担して市民団体が企画した事業を共催事業として実施する公民館市民企画事業を通して活動支援を行った。田無公民館の耐震補強等改修工事による休館時には、代替施設の設置や紹介、個別相談会の実施等の支援を行った。 会員の高齢化と減少に悩む市民団体を支援するために、市民がサークルの活動を見学したり体験したりする「サークル見学体験会」やサークルが講師を務める講座を共催で実施することで会員募集の機会につなげた。	
課題と令和6年度の予定	地域交流事業やサークル見学体験会等の実施により、公民館を拠点に活動する市民団体の活動支援等を行う。	
No.105	市民との協働によるコミュニティづくり	公民館
事業概要 (4-3-①)	地域の様々なニーズを把握し、課題・問題の解決に向けた取組を進めることで、自らが主体となる地域コミュニティづくりを推進する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	毎年度、防災、多文化共生、環境、不登校、ひきこもり等の地域課題・生活課題を取り上げた講座を継続的に実施し、地域課題・生活課題に取り組む市民へ学習機会を提供したことにより、同じ関心領域を持つ市民が出会い、知り合う機会を提供した。	
課題と令和6年度の予定	防災や多文化共生、環境問題等の地域課題の解決に向けた学びの機会を提供することにより、市民の主体的な地域課題解決の取組を支援する。	
No.106	中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービス	公民館、図書館
事業概要 (4-3-①②)	築45年が経過した施設の安全性に必要な機能を確保するため、耐震改修等補強工事を実施する。工事期間中は、代替サービスにより対応する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(公民館・図書館) 利用者から要望が多かった学習コーナーの設置やトイレ洋式化の実現により、利便性向上が図られるとともに、耐震補強等により安全に利用できる施設となった。また、新しく設置した授乳室、学習コーナーでのWi-Fi環境の整備、地域・行政資料室のレイアウト変更により、年代を問わず、様々な年齢層と地域の方々が利用しやすい施設になった。 休館中は、代替施設や地域館の利用を促すことで、利用者の活動やサービスの維持を図ることができた。 令和4年度以降は、改修対象とならなかった設備等の経年劣化・老朽化による修繕を実施した。また、令和5年度からの中央図書館の開館時間の変更に伴い、館内に掲示している案内表示を変更した。	
課題と令和6年度の予定	必要に応じた修理・修繕による安全かつ利用しやすい環境整備に努める。	

No.107	レファレンスサービス（調べもの支援）の充実	図書館
事業概要 (4-3-②)	紙・デジタル資料、オンラインデータベースなど多様な情報源を整理し、提供する。提供方法の変更や講習会の実施を通じて、資料の有効活用と市民一人ひとりの「調べる力」の向上を支援する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	夏休みの自由研究に役立つオンラインデータベースの紹介や活用事例のパネル展示、オンラインデータベースを使った講座やショートセミナーの実施により、オンラインデータベースの周知に努めた。 令和4年7月から、中央図書館のレファレンスコーナーにデータベース専用席を設置、プリントアウトが可能となり、利用者がより充実した調査・研究を行える環境を整備した。 法情報総合データベース「D1-Law」を導入したことで、現行法令だけでなく過去の法令や判例の検索、横断的な検索が可能になり、利用者が専門知識や用語を用いずに必要な情報にアクセスできるようになった。 また、「まちなか先生」事業として小学校に出向き、データベースを活用した授業を行った。 ヤングアダルト世代から成人向けに情報リテラシーに関する講演会を開催し、信頼性のあるデータベースや情報の利用方法を周知した。開催形式については、参集型とオンラインとのハイブリッド形式で行い、アーカイブ動画をYouTube西東京市動画公式チャンネルにて公開した。 「第1回西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催し、33作品の応募があった。教育長賞1作品、優秀賞1作品は「西東京市子ども電子図書館」にて全頁公開し、コンクールや調べ学習の面白さの周知に繋がるとともに教育長賞を受賞した作品を全国コンクールに推薦し、奨励賞を受賞した。 また「調べる学習コンクール」の開催に合わせ、「調べる学習フェア」を全館で実施し、調べものに役立つ資料の展示とともに、図書館で作成した「調べる学習ガイドブック」の公開・配布を行い、期間中「しらべものおてつだいます！」バッジを付けた職員を配置することで、子どもたちが相談しやすい環境づくりを行った。	
課題と令和6年度の予定	信頼性のあるデータベースや情報の活用方法について周知させるため、イベントの開催や事例紹介を行う。 児童を対象とした調べ方の講座を開催し、「第2回西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」の認知度向上を図り、「調べる力」の向上を支援する。	
No.108	ヤングアダルト（YA）サービスの充実	図書館、教育指導課
事業概要 (4-3-②)	ノンフィクション資料の充実を継続するとともに、来館の少ないヤングアダルト（YA）世代に向けて調べ学習に役立つ調べ方案内（パスファインダー）を作成し、活用できるようにする。また、YA読書会等、読書の楽しみを他者と共有できるイベントを開催し、読書の楽しみを深める。また、学校司書と連携し、中学生の調べものの学習の協力・サポートを行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	（図書館） ノンフィクション資料を継続購入したことで蔵書の充実が図られ、YA世代の図書館利用や調べ学習の一助となった。また、短歌のワークショップを実施し、参加者が言葉を共有し、新しい世界と触れ合う機会を設けた。イベント終了後、図書館内で自作の短歌や関連資料を展示することで、図書館利用の促進につなげた。 参加型ワークショップを開催し、YA世代13名（Zoom視聴を含む）の参加があり、YA世代が読書の楽しさを共有する機会となった。 YA向け調べ方案内（パスファインダー）を広く活用できるよう、他自治体公共図書館の先行事例を検証のうえ、図書館ホームページや「西東京市子ども電子図書館」に掲載し、より多くの目にとまるよう普及に努めた。 また、市立全中学3年生を対象に「卒業お祝いメッセージカード」を配布し、義務教育終了後も、図書館がYA世代の居場所となるようメッセージを伝えた。 （教育指導課） 司書教諭や学校司書が中心となり、学校生活に関わる教科指導の中で、読書の楽しさを伝える取組を行うとともに学校司書連絡会を通して各学校の取組を情報共有することができた。	
課題と令和6年度の予定	（図書館） 令和6年度は、YA世代への資料の充実を図るとともに、参加型イベントとしてワークショップ『消しゴムはんこで自分だけの蔵書印を作ろう！（仮）』を実施し、参加者を対象としたアンケート結果等から、その効果を検証する。 YA向け調べ方案内（パスファインダー）については、新たな周知方法について検討する。 （教育指導課） 司書教諭や学校司書が中心となり、学校生活に関わる教科指導の中で、読書の楽しさを伝える取組を行う。学校司書連絡会を通して各学校の取組を情報共有し、各校の読書推進に生かす。	

No.109	西東京市縁（ゆかり）の人物の著作や関連資料・情報の収集と発信	図書館
事業概要 (4-3-②)	図書館が収集している西東京市縁（ゆかり）の人物の著作や関連資料・情報を活用しやすい形式でデータベース化することで、様々な企画に生かす。	
令和元年度から令和5年度までの取組	西東京市縁（ゆかり）の人物の著作や関連資料に関する資料収集を継続した。図書館ホームページ「西東京市縁（ゆかり）の方の紹介」の情報の更新を随時行った。 また、縁の人物（石井正己氏）を講師に招聘し、西東京市図書館縁講演会「関東大震災と東京」を実施するとともに、講演会の広報や会場で講師の著作や講演テーマの関連資料の紹介や展示を行い、参加者の興味関心を広げた。	
課題と令和6年度の予定	縁の人物とその作品を紹介するために、地域館を巡回して展示を行う。 図書館ホームページ「西東京市縁（ゆかり）の方紹介」にて、特集を組む。 来館者に興味関心を持ってもらうために、中央図書館の書架「縁コーナー」の各人物の見出し板を更新し、人物に関する情報を分かりやすく示す。	
No.110	図書館サービスの拡充の検討	図書館
事業概要 (4-3-②)	生涯学習に対する市民のニーズに応えられるよう、電子書籍で提供する方法や開館時間の拡大について検討する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	タブレット端末等の普及や図書館向け電子書籍数の増加など、図書館が電子書籍の貸出しサービスを実施するための環境が整ってきていることを踏まえ、多摩地区の導入状況や費用・課題等に関する調査を行った。また、西東京市図書館協議会に対し、令和元年7月に「西東京市図書館の開館時間の拡大について」を諮問し、令和2年11月に答申を受けた。 令和5年7月11日から「西東京市子ども電子図書館」を導入し、市立小・中学校の全児童・生徒へ利用カードを配布し、利用促進を図った。 また、開館時間については、中央図書館の開館時間を1時間早め、午前9時からとする試行を実施し、分析・検証したうえで、令和5年4月から、中央図書館で午前9時開館を実施した。	
課題と令和6年度の予定	図書館司書の外部派遣等を含めたアウトリーチ型事業を市内各施設、大学等と連携して実施する。	
No.111	文化財資料の調査・研究	社会教育課
事業概要 (4-3-③)	市内にある文化財を把握するとともに、整理、記録、資料のデジタル化などにより、その所在と価値を明らかにする。また、文化財を単体としてのみではなく、地域の自然、環境、歴史、文化等の様々な地域資源とともに総合的に捉えて新たな価値付けを行い、一定のテーマの下にわかりやすく伝えていく。	
令和元年度から令和5年度までの取組	郷土資料室収蔵品や下野谷遺跡出土品、市指定文化財等のデータベース化を毎年実施した。また、平成29年に新たに市指定文化財となった天神社の総合調査や下野谷遺跡の確認調査を行い、その価値を明らかにした。 今までに出土した下野谷遺跡の遺物について、報告書作成に向けた整理を行った。 下野谷遺跡出土品のデジタル資料は学校教育で活用され、実物を見ることが困難な場合にも土器の観察を行うことができることが評価されるなどの一定の成果を挙げた。また、令和5年度には既存のVRアプリを更新した。 第2期文化財保存・活用計画を作成する中で、市内の文化財のリスト化に着手し、一定のテーマの下、6つのストーリーで市の歴史文化をわかりやすくまとめた。	
課題と令和6年度の予定	各種事業や学校連携を進め、市の文化財や歴史文化の理解と興味を深めることで、市民参画の機会を充実させる。	
No.112	文化財の保存管理の推進	社会教育課
事業概要 (4-3-③)	市内に所在する文化財のうち重要なものを西東京市文化財に指定するなど、保存・活用のための措置を講じる。また、文化財の担い手の育成・支援を進めるとともに、文化財保護制度の充実を図る。	
令和元年度から令和5年度までの取組	新たな文化財保護制度として、市登録文化財制度を設立するため、都内自治体の状況調査を行い、「西東京市文化財保護審議会」において制度の内容を検討した。制度設計等について文化財保護審議会にて審議し、軸となる方向性を決定し、市文化財保護条例の改訂案を作成、提示した。	
課題と令和6年度の予定	登録文化財制度の内容について調査・研究を進める。	

No.113	文化財の普及啓発及び活用の推進	社会教育課、教育指導課、公民館、図書館
事業概要 (4-3-③)	文化財を未来へ継承していくため、その価値や魅力をわかりやすく伝えていく。市民や市民団体の参画、地域社会との連携により、文化財に親しむ講座やイベントなどを実施するほか、学校教育や生涯学習での普及啓発・活用、文化財を活用した地域活性化の取組を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(社会教育課) 下野谷遺跡の特別展、「縄文の森の秋まつり」、「保谷のアイ」、郷土資料室での「サマーフェスタ」・「今、平和を考える企画展 学校から見つかった教練銃」などの事業を行い、幅広い年代に向けて市の歴史文化の魅力を伝えた。特に、「縄文の森の秋まつり」、「保谷のアイ」は市民や市民団体と協働で実施した。 学校連携としては、「まちなか先生」の実施や「西東京ふるさと探究学習」への協力を行った。 (教育指導課) 学校の教育活動として主に社会科や総合的な学習の時間の中で、昔の暮らしや地域の文化財を調べる活動などを行い、普及啓発につなげた。 (公民館) 市内の文化財への理解を深める取組として、公民館だよりに文化財を取り上げた記事を掲載した。また、社会教育課と共催で下野谷遺跡を取り上げた講座を実施し、下野谷遺跡への理解を深める機会となった。 (図書館) 文化財に関わりを持たせた市内地域をテーマとした講演会を開催し、市民が興味を持てる内容を幅広い年齢層に向け実施した。 また、市民の歴史研究会メンバーや団体等へ文化財に関する資料を提供した。	
課題と令和6年度の予定	(社会教育課) 「サマーフェスタ」や「保谷のアイ」などの講座やイベントの実施、「まちなか先生」、「西東京ふるさと探究学習」といった学校連携を進め、多くの方に向けて市の文化財への理解と興味を深めてもらえるよう、市民参加の機会も充実させながら取り組む。 (教育指導課) 学校の教育活動の中で昔の暮らしや地域の文化財の調べ学習などを継続して行い、子どもたちへ文化財の価値や魅力を分かりやすく伝える。特に、下野谷遺跡については、社会科副読本で触れ、その他各教科領域においても積極的な活用を推進する。 (図書館) 「まちなか先生」を通じて、郷土紙芝居の実演やデジタルアーカイブの紹介を行う。 また、図書館の発行する広報誌『図書館だより「にんにん西東京」』にて、市内の文化財について紹介し、参考文献も明記することで、文化財にまつわる資料の情報発信をする。	
No.114	文化財の保護環境の充実	社会教育課
事業概要 (4-3-③)	「武蔵野」の面影を残す歴史的・文化的資源を大切にするため、まちづくりとの総合調整のほか、市民主体の取組を活性化する仕組みを検討していく。また、資料の収集・保存・展示、教育普及等の活動を行っている郷土資料室の機能に加え、学習活動や人材育成の拠点となる施設の設置について検討を進める。	
令和元年度から令和5年度までの取組	市民や市民団体と協働で「縄文の森の秋まつり」や下保谷四丁目特別緑地保全地区を活用した「保谷のアイ」などの文化財活用事業を実施した。 下野谷遺跡では、「ムラびと制度」や「したのやサポーター制度」の活用に加え、「したのやムラの語り部」(遺跡ガイド)、「したのや里山作り隊」(植生復元)などの市民参画の活動を始めた。 郷土資料室の機能に加え、学習活動や人材育成の拠点となる「地域博物館」の設置については、継続して調査研究を進めた。	
課題と令和6年度の予定	市民参画の機会を充実させた各種事業を行うなど、地域総がかりでの文化財の保護に取り組む。 「地域博物館」の設置に関しては地域博物館部内検討プロジェクトチームを立ち上げ、検討を行うとともに、市民に向けた事業としてワークショップを行う。	

No.115	下野谷遺跡の保存・活用	社会教育課、教育指導課、公民館、図書館
事業概要 (4-3-③)	国史跡下野谷遺跡の保存・活用については、市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組む。史跡を確実に保存していくとともに、学校教育・生涯学習への活用、市民や事業者等との連携のほか、活用促進に向けた整備や地域博物館等の設置の検討を行う。	
令和元年度から令和5年度までの取組	(社会教育課) 下野谷遺跡の保護については、令和元年度に基本計画を策定し、工事内容を整備指導委員会で確認しつつ、周辺住民を含めた工事説明会を開催のうえ、遺跡保存を念頭においた整備工事を行った。下野谷遺跡の活用については、特別展や「縄文の森の秋まつり」の開催を通して下野谷遺跡の魅力を広く周知した。 また、竪穴式住居及び遺構表現施設（土器溜まり）の復元を行い、防犯カメラの設置及び市民公募で決定した愛称板の設置を行うことで、地域住民の方々が安心して活用し、ともに成長する史跡を目指した。 整備地の見学や「まちなか先生」「出前授業」などで、下野谷遺跡を学校教育に積極的に取り入れ、「西東京ふるさと探究学習」のテーマにも活用され、その成果の一部を「縄文の森の秋まつり」や郷土資料室で発表、展示した。 ガイダンス施設に関しては、文化庁との協議を行いながら、設置に向けて「庁内検討委員会」を立ち上げ、具体的な検討を行った。 (教育指導課) 下野谷遺跡については、「西東京ふるさと探究学習」の教材や、社会科見学の目的地、社会科副読本を活用した学習など、各校において積極的に活用し、子どもたちの下野谷遺跡に対する認識を深めるとともに、地域への愛着や参画意識を育む教育活動となるよう推進した。 (公民館) 社会教育課と共催で下野谷遺跡を取り上げた講座を実施し、下野谷遺跡への理解を深める機会となった。 (図書館) 下野谷遺跡に関する資料や新聞記事の積極的な収集と図書館ホームページでの写真紹介を継続し、情報発信と資料提供を行った。特に、外部プラットフォーム「西東京市図書館／西東京デジタルアーカイブ」内に「下野谷遺跡出土品」の資料公開を実施するなど、社会教育課と連携し、情報発信に努めた。	
課題と令和6年度の予定	(社会教育課) 整備に関しては、整備地をより活用しやすくするための解説板と掲示板を設置する。また、1期整備の報告書をまとめる 活用に関しては、各種活用事業の実施や学校連携を行う。早稲田大学など外部団体との連携もを行い、より幅広い活用を目指す。 ガイダンス施設の設置に関しては、令和7年度の設計を目指し、文化庁との協議を行いつつ、庁内検討委員会での検討を行う。 (教育指導課) 「西東京ふるさと探究学習」の教材や、社会科見学の目的地、社会科副読本を活用した学習など、各校において積極的に活用し、子どもたちの下野谷遺跡に対する認識を深めるとともに、地域への愛着や参画意識を育む教育活動となるよう推進する。 (図書館) 下野谷遺跡に関する資料や情報収集を継続して行い、情報発信として図書館利用者への提供に努める。	

No.116	学校施設開放	社会教育課
事業概要 (4-3-④)	学校教育に支障のない範囲で、地域の活動の拠点の一つとして、学校施設の開放を進める。また、学校施設開放運営協議会と協力して、学校施設などの有効活用を図りながら、地域住民が主体となった拠点づくりを進めるため、地域での担い手への支援のほか、新たな人材の発掘も目指す。	
令和元年度から令和5年度までの取組	学校を地域の活動拠点の一つとしていくことを目的として、学校教育に支障のない範囲で学校施設開放を実施した。 令和2年度から明保中学校体育館の施設利用を開始し、施設の有効活用を図った。中学校においては部活動で使用しない時間帯は地域開放を実施し、スポーツ団体の利用促進を図った。 また、地域開放に係る調査を令和5年3月に実施し、整理を行ったうえで、施設の統一的な開放基準の検討を進めた。現状の地域開放においては、学校側の協力により、支障のない範囲ではあるが、学校側が使用していない時間帯の貸出枠が増加した。 市立小学校に設置されている施設開放運営協議会については、地域学校協働活動の推進に伴い、微増ではあるが、新たな担い手が加わりつつある。	
課題と令和6年度の予定	地域開放の統一的な開放基準の整理を行う。あわせて、学校教育に支障のない範囲で地域開放を推進できるよう、関係各署と協議する。 担い手については、令和6年度より全校にて地域学校協働活動が開始することに伴い、今後益々の人材確保を要する。学校との関わりが希薄な層へのアプローチなど、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）と協力して新たな人材発掘を推進する。	
No.117	地域・行政資料の電子化とその公開に向けた取組	図書館
事業概要 (4-3-④)	電子化資料を精査し、公開における適切な形式と方法を検討し、公開資料の充実を目指す。	
令和元年度から令和5年度までの取組	外部プラットフォームを活用して「西東京市図書館／西東京デジタルアーカイブ」を開設し、田無と保谷の市史、古地図や古文書、創作紙芝居の電子化資料の公開を実施した。インターネット上に資料を公開することで、来館によらない提供が可能となり、資料の活用拡大につながった。 また、電子化した写真について、撮影者からの撮影場所・年月・被写体などの情報等を整理し、図書館ホームページに掲載した。	
課題と令和6年度の予定	電子化した写真の撮影場所や時期等の調査と共に、原本やデータの整理、保存方法の検討を継続しながら、図書館ホームページで公開する。	
No.118	市内大学等との共同事業	図書館
事業概要 (4-3-④)	武蔵野大学などの市内大学等と協力・連携をはかり、双方向性のある事業展開の方法を検討する。	
令和元年度から令和5年度までの取組	武蔵野大学において、図書館司書が講師として講義を行い、毎年度学生からのアンケート結果を青年期コーナーの書架における選書や蔵書構成に反映した。 共同企画として中央図書館にて「99年前と現在をつなぐ」展示を実施し、参加した学生からも、「連携事業そのものが、文学部で培ったスキルを生かす事ができたと思うのでいい体験になった」などの感想があり、研究成果を生かした実社会での経験を学生に提供した。 また、武蔵野大学の学生が、保育園・児童館でのおはなし会や放課後子供教室のおはなし会、中央図書館のバックヤードツアーにボランティアとして参加した。学生ボランティアは幼児教育や絵本について学んでいる大学生が参加しており、実地での多世代交流の場となった。	
課題と令和6年度の予定	武蔵野大学の講義へ司書を派遣する。令和6年度は、11月27日を予定している。 共同企画については、令和6年度も展示の実施を予定しており、展示のテーマ決めから設営に至るまで学生に携わっていただき、令和5年度よりも学生主体の展示となるよう支援する。 また、保育園・児童館等でのおはなし会や放課後子供教室のおはなし会、図書館行事への学生ボランティアの参加を募る。	

西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）

施策事業取組状況一覧

（令和元年度～令和 5 年度）

令和 6 年 8 月

西東京市教育委員会教育部教育企画課

〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

Tel：042-420-2822

Fax：042-420-2891